

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 936 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 927 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 55 件

国民年金関係 30 件

厚生年金関係 25 件

## 大阪国民年金 事案 5117 (事案 732 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私及び納付を担当していた夫は、前回審議終了後からの再考により、時期は定かでないが、元夫との離婚成立を確認するために、A 市役所へ行き、その際に、同市年金担当者から国民年金保険料に未納期間があることを知らされたことを思い出した。

申立期間の国民年金保険料を納付した時期について、前回の申立てでは婚姻届を提出した昭和 61 年 9 月以降に納付したとしていたが、審議終了後から再考したところ、B 市 C 区へ転居届を提出して以降、婚姻届提出前までに納付したかもしれない。

私は、C 区役所の年金担当で住所変更手続と併せて、付加年金の加入手続を行った際に A 市で知らされた未納期間についても付加保険料を納付したいと言った記憶があり、区役所担当者から「付加保険料はさかのぼって支払いできない。」と説明を受けたことを思い出した。

### 第3 委員会の判断の理由

前回審議時において、申立人は、婚姻届を提出した昭和 61 年 9 月以降に、申立人の夫が B 市 C 区役所に出向き、国民年金担当窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てていた。

しかし、申立人が主張する納付時期からすると、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、過年度納付を取り扱っていない B 市 C 区役所の国民年金担当窓口及び同区役所内の銀行では納付することができない上、申立人及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、納付した金額、納付対象期間を覚えていないなど、納付をうかがわせる事情も見当たらないことか

ら、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その夫が申立期間の国民年金保険料を納付した時期について、昭和 61 年 4 月に B 市 C 区で納付を行い、同区役所の国民年金担当窓口で住所変更及び付加年金の加入手続を行ったかもしれないと陳述を変えている。

この点について、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、「前回申立時は冷静さを失っていたが、今回、時間の経過とともに再考したところ、入籍までに住所変更手続をしていたことをきっかけに保険料納付時期について思い出した。」と陳述し、「また、B 市 C 区役所の年金担当窓口で住所変更及び付加年金加入の手続を行った際に、そばに居た妻（申立人）から A 市で知らされたとする未納期間についても付加保険料を納付したいとの要望を聞き、その旨を申し出たところ、担当職員から過去の分はさかのぼって支払えないとの説明を受けたことを思い出した。」との陳述は具体的であり信ぴょう性が高いものと認められる。また、このことは、昭和 61 年 4 月 4 日に住所変更手続と併せて、付加年金加入の手続が行われていることが申立人に係る B 市 C 区の国民年金被保険者名簿から確認できることと符合する。

さらに、申立人の夫は、昭和 61 年 4 月ごろの経済状態は良好であり、申立期間の国民年金保険料を納付できない事情が見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 ① 平成12年4月  
② 平成12年5月から13年9月まで

私は、平成12年3月末で会社を退職後すぐに、A市役所のB出張所で国民年金の加入手続きを行い、同出張所で申立期間①の国民年金保険料を納付した。

私は、国民年金については、きちんとしなくてはならないという意識があったので、B出張所に国民年金の相談に行っていた。また、海外留学するときにも国民年金の相談を行い、当初は免除手続きをしていたが、一時帰国したときに納付できるところまでの国民年金保険料を確認してもらい、近くの郵便局でお金を引き出して、申立期間②の保険料を納付した。

申立期間①の国民年金保険料が未納、申立期間②が未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年3月末に会社を退職後、市の出張所で国民年金の加入手続きを行い、窓口で申立期間①の国民年金保険料を納付し、一時帰国したときに同出張所で申立期間②の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、平成12年4月1日に第1号被保険者の資格を取得していることが確認できる上、A市役所は、「平成12年当時、B出張所で国民年金の加入手続きを行い、窓口で保険料収納も行っていた。」と回答しており、申立期間①当時、B出張所で国民年金の加入手続きを行い、窓口で国民年金保険料を納付したとする申立内容と符合する。

また、申立期間①は1か月間と短期間である上、申立人は、経済的に困ることはなかったと陳述していることから、国民年金の加入手続を行った申立人が、加入手続と同時に申立期間①の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②について、海外に在住していたと申立人は陳述しているが、留学等で海外に居住する場合、海外に転出した翌日から国民年金の被保険者資格が喪失され、新たに国民年金に任意加入をしないと国民年金保険料を納付できないところ、申立人のオンライン記録及びA市の国民年金被保険者記録票を見ると、平成12年4月18日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、13年10月に資格を再取得するまで国民年金に加入した形跡は見当たらない。この場合、申立人が海外に在住していた申立期間②は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間②について海外留学の前に国民年金保険料の免除手続を行ったと申し立てているが、申立期間②は任意加入期間であり、制度上、免除手続を行うことはできない。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月及び同年5月

私は、友人から国民年金の加入を勧められたことをきっかけに、将来のことを考えて、昭和51年10月にA市役所で任意加入手続を行った。

その後の国民年金保険料は、私又は元夫が金融機関で納付していたが、子供を出産した後、家計が苦しくなったので、昭和56年6月17日にA市役所へ相談に行き、同日に資格の喪失手続を行い、同市役所内にある銀行で、月額4,000円程度の保険料を納付した。

申立期間が未納とされているのは納付できないので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月30日に国民年金に任意加入した後、申立期間を除く任意加入被保険者期間の国民年金保険料(54か月間)をすべて納付している上、61年4月に第3号被保険者資格を取得した後、平成4年7月に第1号被保険者に種別変更した後、現在に至るまで、保険料の未納期間がないことがオンライン記録により確認できることから、申立人の保険料に対する納付意識の高いことが認められる。

また、申立人は、昭和56年6月17日に任意加入資格の喪失の手続を行っていることが特殊台帳により確認できるとともに、その時点では申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である上、資格の喪失手続、保険料納付の場所及び納付したとする保険料月額に関する陳述が符合することから、申立期間が2か月と短期間であることを踏まえると、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月から56年3月まで  
② 昭和57年4月から60年3月まで

私が学生の時、納付の義務を知らせる通知が届き、収入が無かったので両親に相談したところ、義務だから納付しなさいと諭され、昭和55年10月ごろに私がA市役所B出張所で加入手続を行った。その後、私は郵送されてくる納付書により主に郵便局で毎月7,700円を限られたお小遣いの中から納付してきた。納付状況を確認したところ、申立期間①が未納、申立期間②の一部が未加入、一部が未納の記録とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間320か月間（平成22年11月現在）の国民年金保険料は納付済み（第3号被保険者期間を含む）であることが確認できる。

また、申立人に係る特殊台帳によると、申立人は昭和57年4月1日付けで資格を喪失した旨の記載があるものの、資格の喪失手続は行った記憶がないと主張しており、A市の収滞納一覧表によると、昭和57年度は未納と記録されており、特殊台帳の同年度の適用欄にも「催告58.7.13」と記載されていることから、行政側がさかのぼって資格喪失の処理を行った可能性がうかがえ、任意加入被保険者の資格の喪失は本人の届出を基に行われることを踏まえると不正規な事務処理となっている。

さらに、オンライン記録によると、申立人が大学を卒業した昭和59年3月1日を資格取得日として国民年金に再加入していることが確認できる上、市の

収滞納一覧表によると昭和60年度分を昭和60年4月28日に現年度納付していることが確認できる（再加入の事務処理が行われた時点、端緒についての記録は確認できないが、A市では昭和60年に適用対策を行っていたことから、職権適用により再加入し、送付された現年度納付書により納付を再開した可能性もある。）。この場合、日本年金機構によると、時効の到来していない未納期間については、通常1回は催告を行っていたとしていることから、申立期間②のうち被保険者資格のある59年3月から60年3月までの期間について、同年7月ごろに催告され、過年度納付書が郵送されることから、申立人は当該過年度納付書により郵便局で納付したとしても不自然ではない。

一方、申立人に係るオンライン記録によると、平成元年1月19日に申立期間①の資格記録が追加処理されていることが確認できる。この場合、追加処理前の時点では、申立期間①は未加入期間となり、制度上国民年金保険料を納付することはできない上、当該資格記録の追加処理時点では、申立期間①は時効により、保険料を納付することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和59年3月1日に資格を再取得していることが確認できる。この場合、申立期間②のうち、57年4月から59年2月までの期間は記録上未加入期間となり、制度上国民年金保険料を納付することができない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月

私は昭和60年3月ごろから、住民票はA市に置いたままにして、B市C区で住み込みで働いていた。そのころ、父親から国民年金加入の案内がA市から来ているとの知らせを受けたので、仕事柄あまり休みを取れないことから、父親に加入手続及び国民年金保険料の納付の代行を依頼した。父親は61年2月ごろにA市役所のD出張所で加入手続を行うとともに、職員の勧めによって、昭和60年3月以降のすべての保険料をまとめて納付した。後日私が自宅に帰ったとき、父親から国民年金手帳及び領収書を受け取ったが、役所を信頼していたので、領収書は後に処分してしまった。加入手続時にそれまでの約1年間の保険料を父親がまとめて納付したはずであるのに、最初の1か月だけ未納とされているのは理解できない。申立期間について調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の1か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年2月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点において、申立期間については過年度納付が可能である。

さらに、申立人に係る加入手続を行い、申立期間を含む約1年間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、加入手続の際、申立人が資格を取得した月以降のすべての期間について保険料を納付するよう窓口の職員から勧奨されたとしているところ、A市によると、A市の各出張所においては、過年

度納付書を含む納付書の発行を行っており、過年度保険料についても納付勧奨を行っていた可能性はあるとしている上、A市の被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間の1か月を除き、加入手続きが行われたと推認される時点以前の加入期間については納付済みとされていることが確認できることから、申立人の父親が、申立期間を含め、申立人が資格を取得した月以降の約1年間の保険料を一括して納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から59年9月まで

大学在学中であった昭和56年6月ごろ、親に国民年金への加入を勧められ、私はA市役所で加入手続を行った。申立期間当時はアルバイトで生活していたが、経済的な余裕はなかったため、国民年金保険料は父親に納付してもらった。納付を父親に任せていたので、保険料額、納付場所及び納付方法等についての詳細な記憶は定かではないが、父親が私の分の保険料を、父親自身、母親及び兄の分と一緒に納付していたことは覚えている。領収書その他納付を証明するものは何も残っていないが、父親は、国民年金に加入することは義務だと言っていたので、納付してくれているものと信じている。申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が、父親自身、母親、兄及び申立人の4人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの期間について、A市の国民年金被保険者名簿によると、同年10月9日に申立人が新規に国民年金の加入手続を行った旨の記載が認められ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点において、当該期間については、国民年金保険料を現年度納付することが可能である上、オンライン記録によると、それ以前の時期から納付済みとされている申立人の父親及び母親に加えて、申立人の兄も納付済みとされていることが確認できることから、申立人の父親が、申立人及びその兄については、当該期間から

一緒に保険料の納付を開始したとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和56年6月から59年3月までの期間について、上記のとおり、加入手続を行ったと推認される時点において、当該期間のうち、57年6月以前の期間については、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間となり、また、同年7月から59年3月までの期間については、過年度納付は可能であるが、オンライン記録によると、申立人の兄も未納期間である上、申立人の父親が当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

平成3年ごろ、私の父親が町会連合会長になるとともに、国民年金委員に選ばれ、表彰状を受けたことをきっかけとして、私は、妻と一緒に市役所に行き、そこで自身の国民年金の加入手続を行った。

その時のことだったか、後日のことだったか、市の職員から、「今から保険料納付を開始しても、60歳までに払込みが終わらないが、現時点で2年分の保険料をさかのぼって納付した上で、以降も保険料を納め続けたならば、60歳と数か月程度で払込みが終わり、65歳から年金がもらえる。」と説明を受けたので、これに応じて、納付書に手元にあったお金を添えて、2年分の国民年金保険料をまとめて納付したと記憶している。

当時の国民年金保険料額及びさかのぼって保険料を納付した場所については、詳しく覚えていないが、市の職員の説明に従い、確かに2年分の保険料をさかのぼって納付したにもかかわらず、納付記録を確認すると、さかのぼって納付した記録が消えている。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人に係る国民年金手帳記号番号が、平成3年4月11日に払い出されていることが確認でき、同年3月ごろに加入手続を行ったとする申立内容とは一致する。この場合、加入手続時点において、申立期間に係る国民年金保険料は、現年度納付と過年度納付を組み合わせることで納付可能であったほか、オンライン記録によると、申立期間直後の同年12月11日に、社会保険事務所(当時)において国庫金納付書が作成されている事跡が確認できることか

ら、この時点においても、申立期間のうち、元年11月から3年3月までの期間に係る保険料については、過年度納付が可能であった。

そこで、当該国庫金納付書作成時点で、遡<sup>そきゅう</sup>及納付可能な平成元年11月から3年3月までの期間に係る国民年金保険料を遡及納付し、以降、60歳到達前月まで欠かさず保険料を納付したとすると、60歳到達時点において、申立人の国民年金保険料納付済期間は299か月となり、市の職員から、「保険料をさかのぼって納付した上で、以降も保険料を納め続けたならば、60歳と数か月程度で払込みが終わる。」という説明を受けたとする申立内容と一致する。

また、オンライン記録からは、平成3年12月より後に、未納保険料の催告のための国庫金納付書が作成された事跡を確認できないことから、申立人については、当該国庫金納付書が作成された時点で、国庫金納付書の交付に応じ、当時遡及納付可能であった期間に係る国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方で、申立人が加入手続時点において、申立期間に係る国民年金保険料を遡及納付し、以降、60歳まで欠かさず保険料を納付した場合には、60歳到達時点で年金受給資格期間（300か月）を満たすことになり、申立内容の中の市の説明とは一致しない。

また、前述の国庫金納付書作成時点において、申立期間のうち、平成元年4月から同年10月までの国民年金保険料は、時効の成立により納付できない期間であるほか、当該期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年11月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から2年4月まで  
② 平成3年4月から同年8月まで

私は、それまで国民年金に加入するのを忘れており、親に勧められたので国民年金に加入するため社会保険事務所(当時)へ行った。その時期は定かではないが、多分、平成3年8月又は同年9月ごろではなかったかと思う。その時窓口で、「2年間さかのぼって納付できる。」と言われたが、そこでは加入手続きができず、区役所まで出かけて手続きしたことを覚えている。

その後は、区役所から送付されてくる納付書で、毎月国民年金保険料を納付するとともに、2年間の保険料をさかのぼって納付したことや途中で年払いにすれば保険料が安くなると聞き、年払いに切り替えたことは記憶しているが、その時期など具体的な納付状況についてはよく覚えていない。

したがって、申立期間①は、自分でも加入時期をよく覚えていないので、確実に納付したという自信はないが、申立期間②については、納付途中の期間が未納とされており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の記録から、平成4年3月ごろに加入手続きが行われたものと推定されるとともに、申立人のオンライン記録によると、国民年金保険料については、その翌月の同年4月に現年度納付を開始し、平成6年度から現在まで、すべて口座振替による1年前納により納付しているほか、申立期間①直後の平成2年5月から4年3月までの約2年間は、申立期間②を除き過年度納付していることが確認できることから、加入時期及び納付時期以外は申立人の記

憶と納付状況が一致している。

また、申立期間②は5か月間と短期間である上、前後の期間は過年度により国民年金保険料を納付していることなどを踏まえると、申立人が当該期間の保険料のみを過年度納付しない理由は見当たらない。

一方、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたとみられる平成4年3月時点において、申立期間①のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人も、2年間の保険料をさかのぼって納付した時期をよく覚えていないとしていることなどから、申立人が現年度納付を開始した後の同年6月に、その時点で2年の時効にかからず納付が可能であった申立期間①直後の2年5月以降の保険料について過年度納付したものと考えるのが自然である。

また、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年12月までの期間及び平成3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から61年9月まで  
② 昭和62年4月から同年12月まで  
③ 平成3年4月から4年3月まで

私は、子供二人を連れて離婚し、私自身も身体が弱く働くことができないので、実家の両親及び兄弟の世話になりながら子供を大きくしてきた。そのため、国民健康保険料及び国民年金保険料を納付することができず、毎年、年度初め（ある時期から7月ごろ）に区役所へ相談に行き、免除をお願いしてきた。

私だけならまだしも、子供がいたので、国民健康保険及び国民年金のことは忘れたことはなく、毎年、間違いなく免除申請していたのに、申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、離婚後における国民年金保険料の免除手続の状況について申し立てているところ、申立人の戸籍によると、平成3年11月に協議離婚届が提出されたことが確認できることから、申立期間①、②及び申立期間③の一部は離婚届出前の期間である。

そこで、申立人に改めて離婚当時の状況について事情を聴取すると、離婚届の提出は申立人の元夫が行ったので具体的な時期は知らないが、昭和61年10月ごろに離婚を決意して、子供二人と共に、それまで元夫と同居していたA市B区から同市C区にある実家の近くに別居したとし、申立人自身が免除申請していたのは同区に転居以降のことであり、同市B区で免除申請した記憶がないので、元夫がしていたかもしれないと陳述しているところ、別居前の期間であ

る申立期間①は、元夫も同様に未納期間となっている。

また、申立人のオンライン記録によると、最初の免除申請日は、申立人がC区に転居した翌月の昭和61年11月\*日であり、申立期間①直後の同年10月から申立期間②直前の62年3月までの期間が免除期間として記録されていることが確認できることから、当該免除申請日において、申立期間①は、国民年金保険料を免除申請することができない期間であるものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料について免除申請していたことを示す関連資料(日記、メモ等)は無く、ほかに当該期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立人は、申立期間①直後の昭和61年10月以降、60歳期間満了までの約23年間にわたり、申立期間②及び③以外はすべて免除期間であり、申立内容のとおり、毎年、年度当初又は7月に免除申請していることが申立人のオンライン記録により確認できる。

また、申立期間②及び③は、それぞれ1回分の免除申請期間に相当し、前後の年度については免除期間となっている上、申立人は、その元夫と別居後は住所変更もなく、生活が苦しい中で、子供二人がいたため、特に国民健康保険料の減免手続きが気になっており、毎年一緒に継続して行っている国民年金保険料の免除申請のみを忘れることなど考えられないと陳述していることなどを踏まえると、申立人が当該期間の年度のみを継続して免除申請していないと考える方が不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年12月までの期間及び平成3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、A社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和44年3月29日、資格喪失日は45年2月27日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和44年3月から同年9月までは2万円、同年10月は2万2,000円、同年11月から45年1月までは2万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から45年12月まで  
② 平成7年1月から8年1月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、中学校卒業後、学校の紹介でA社B支店に入社し、同社で勤務した期間であるが、同期間の加入記録が無い。

申立期間②は、C社の従業員としてD事業所で勤務したが、平成8年1月21日からの加入記録しかない。同社では、7年1月から厚生年金保険に加入していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（単票）において、申立人が同じ中学校から一緒に入社したとする元同僚が申立期間に被保険者であったことが確認できることから判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことが推認できる。

また、前述の被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が一日相違し（昭和28年\*月\*日）、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和44年3月29日、資格喪失日は45年2月27日）が確認できるところ、申立人は、「自分は祝日に生まれたと思っていたので、

A社B支店に入社した時は、自分の生年月日を昭和28年\*月\*日としていたと思う。」と陳述していることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和44年3月29日、資格喪失日は45年2月27日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている被保険者記録から、昭和44年3月から同年9月までは2万円、同年10月は2万2,000円、同年11月から45年1月までは2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和43年4月から44年3月29日までの期間については、申立人は中学校在学中であり、前述の申立人が同じ中学校から一緒に入社したとする元同僚の被保険者資格の取得日は同年3月29日であることから、申立人は、当該期間はA社B支店に勤務していなかったと考えるのが相当である。

また、申立期間①のうち、昭和45年2月27日から同年12月までの期間については、申立人は、「私は、同じ中学校から一緒に入社した元同僚より先に退職した。」と陳述しているところ、当該元同僚の被保険者資格の喪失日は同年5月19日であることが確認できることから、申立人は当該期間において同社に在籍していなかったものと推認できる。

申立期間②については、元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間にC社で勤務していたことが推認できる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員23人に照会し回答のあった8人のうち、申立人と同じD事業所勤務であったとする元従業員3人は、「申立期間当時、C社では6か月間の試用期間があった。」と陳述している上、うち1人は、「試用期間後の社会保険加入は希望制だった。」と陳述しているところ、同人の資格取得日は同人が記憶している入社時期より1年後であることから、同社では、申立期間当時、試用期間経過後であっても、必ずしもすぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、上記元従業員3人の雇用保険加入記録と厚生年金保険加入記録は一致していることから、C社では、雇用保険と厚生年金保険の手続きは同時に行っていたと考えられるところ、申立人に係る両保険の加入記録も一致している。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和43年4月から44年3月29日までの期間及び45年2月27日から同年12月までの期間並びに申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を41万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月25日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額が実際に受け取っていた賞与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準賞与額を、実際の賞与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（41万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により本来届け出るべき賞与額を誤ったとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する平成20年3月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年7月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年7月1日まで  
② 昭和34年7月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和30年4月1日に同社に入社し、39年7月5日に退職するまで、同社又は同社直営の事業所で正社員として継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間当時の経理担当者を含む複数の同僚等の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和34年9月1日にA社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和47年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したところ、複数の元従業員が、「申立期間当時、A社では、3か月程度の試用期間があった。」と陳述している。

また、申立期間当時に経理を担当していたとする元従業員は、「試用期間中は、従業員を厚生年金保険に加入させず、保険料も控除していなかった。」と陳述している。

さらに、申立人がほぼ同時期に入社したと記憶する同僚二人について、前述の被保険者名簿及びA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、一人は申立人と同日の昭和30年7月1日に、もう一人は申立人より後の同年8月14日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社は、昭和47年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月30日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C支店から同社D部門に異動した時期であり、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社提出の在職証明書及び同社の人事担当者の陳述等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和53年5月1日にA社C支店から同社D部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和53年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、事業主が資格喪失日を昭和53年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年4月3日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は19年10月1日、資格喪失日は21年4月3日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年2月までは70円、同年3月は100円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和24年7月3日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年9月1日まで  
② 昭和24年7月3日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。夫は申立期間①については、A社に継続して勤務していたのに、加入記録は昭和21年9月1日からとなっている。申立期間②については、B社本店から同社D支店へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。  
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社提出の在籍証明書及び同社の人事記録から、申

立人が昭和 17 年 1 月に A 社の前身である E 社に入社し、A 社に継続して在籍していたことが確認できる。

また、F 県提出の申立人の兵籍簿から、申立人が昭和 19 年 9 月 20 日に軍隊に入営し、21 年 4 月 3 日に復員したことが確認できる。

さらに、当時の厚生年金保険法では、同法第 59 条の 2 において、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらのことから、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 4 月 3 日までの期間については、申立人は、召集時に勤務していた A 社 C 支店において厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当であることから、申立人の同社 C 支店における資格取得日は 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は 21 年 4 月 3 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の元従業員の標準報酬月額の記録から判断して、昭和 19 年 10 月から 21 年 2 月までは 70 円、同年 3 月は 100 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 21 年 4 月 3 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人の復員後の期間であるが、B 社の人事記録から、申立人が当該期間に休職していたことが確認できる。

また、B 社の人事担当者は、「昭和 19 年 9 月から 21 年 9 月 1 日までの期間は、申立人の軍隊入営に伴う休職期間であるため、休職期間中に申立人の厚生年金保険料を控除することはない。」と陳述している。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、雇用保険の記録、B 社提出の在籍証明書、同社の人事記録及び同社の人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和 24 年 8 月 1 日に B 社本店から同社 D 支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の B 社における昭和 24 年 6 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年1月18日）及び資格取得日（昭和46年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和45年1月から同年9月までの期間は2万2,000円、同年10月から46年3月までの期間は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月18日から46年4月1日まで

私は、昭和44年4月1日から47年2月15日まで、A社に勤務し、B業務に従事していた。

しかし、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会をしたところ、申立期間が空白期間となっている旨の回答を受けた。

私は、A社を途中で退職した覚えはなく、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和44年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、45年1月18日に資格を喪失後、46年4月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人提出の同僚と一緒に撮影した写真及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてもA社で継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間前後の期間において、勤務形態及び業務内容等に変化はなかったと陳述しているところ、複数の同僚からもこれと符合する陳述が得られたほか、申立期間当時、休職又は一旦退職していたこと、及び雇用上

の身分に変動が生じていたことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

さらに、上記の複数の同僚からは、「申立人は、申立期間においても、給与から厚生年金保険料が源泉控除されていたと思う。」旨の陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年1月から同年9月までの期間は、申立人のA社における44年12月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とし、45年10月から46年3月までの期間は、申立人の同社における同年4月の社会保険事務所の記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている45年10月の定時決定の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明であると回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月から46年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を54万5,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月24日

社会保険事務所（当時）の記録では、A社における平成16年度の標準賞与額は54万円とされているが、同社発行の賞与支払額明細書によると、55万6,930円の賞与が支給されている。

申立期間に係る標準賞与額を、実際の賞与支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準賞与額が、同社で支給されていた賞与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人提出の賞与支払額明細書において確認できる保険料控除額から、54万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していない旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月24日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成7年5月1日から16年12月21日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、7年5月から同年7月までは19万円、同年8月及び同年9月は20万円、15年3月から16年11月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月1日から同年5月1日まで  
② 平成7年5月1日から16年12月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支払額より低く記録されていることが分かった。また、平成7年4月については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録が無い。申立期間当時の給与支払明細書を提出するので、申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管する給与支払明細書から判断すると、申立人が申立期間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日は、社会保険事務所の記録どおりの平成7年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人及びA社から提出された給与支払明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成7年5月及び同年7月は19万円、同年8月は20万円、15年3月から16年11月までは18万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年6月及び同年9月については、それぞれの翌月の給与支払明細書の提出がないため、翌月控除である保険料控除額を確認できないが、前後の期間の給与支払明細書で確認できる保険料控除額から、同年6月は19万円、同年9月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する前述の標準報酬決定通知書により、事業主が届け出たことが確認できる申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年10月及び14年1月から15年2月までの期間の標準報酬月額については、給与支払明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べて同額又は低額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成7年10月から10年9月までの期間及び同年



11月から13年12月までの期間については、保険料控除額及び報酬月額の双方を確認できる給与支払明細書が無いため申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除は確認できない上、申立人から提出された平成9年の源泉徴収票を見ても、同票での社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より低額であることから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成17年5月1日から同年7月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、同年6月について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録のうち、同年6月に係る記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同年6月の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月21日から同年7月1日まで  
ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給料の額より低く記録されていることが分かった。  
平成17年1月にA社に入社し、同年2月から支給された給料の額に基づいて同年5月から標準報酬月額が44万円に変更されるはずであったが、会社が誤って月額変更届を提出したため、実際には同年7月からしか変更されていない。  
申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間のうち、平成17年6月について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、平成17年6月の厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、同年6月について、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間のうち、平成17年1月21日から同年6月1日までの期間についても、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（給与支給額）のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、前述の賃金台帳から確認できる当該期間の保険料控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額を比較したところ、そのいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べて同額又は低額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和29年9月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月28日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。  
申立期間は、A社C支店から同社D支店へ異動した時期であるが、同社には昭和26年3月から59年4月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の職歴証明書、申立人提出の厚生年金基金裁定通知書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務し（昭和29年9月29日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年8月及び同社D支店における同年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 大阪厚生年金 事案 8502

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月18日から同年7月5日まで

私は、昭和43年10月12日にA社に入社後、49年7月5日に同社B支店から同社本社に転勤したが、社会保険事務所（当時）の記録では、この転勤に伴い、同年5月18日から同年7月5日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録及び申立人提出の給与明細書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年7月5日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社B支店における昭和49年4月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和43年4月1日に入社し、平成19年4月1日まで継続して勤務した。この間、昭和47年10月1日付けで親会社であるB社に出向したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

当該期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録、同社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和47年10月1日にA社からB社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、事業主が資格喪失日を昭和47年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年1月から同年9月までは9,000円、同年10月から33年3月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から33年4月1日まで

私は、昭和29年から平成7年までA社に勤務していたが、昭和32年1月1日から33年4月1日までの期間については、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は、同社本社から同社B支店に異動した時期であり、継続して勤務していたことに間違いがないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録、同社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和32年1月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人と同期入社と同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和32年1月から同年9月までは9,000円、同年10月から33年3月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が保管する、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和33年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取

得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年 1 月から 33 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 2 日から 39 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 29 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務していた昭和 35 年 4 月 2 日から 39 年 4 月 1 日までの期間及びB社に勤務していた同年 4 月 1 日から 40 年 8 月 29 日までの期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。

脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 2 月 1 日に支給決定されていることが確認できる。

しかし、申立人は、B社退職直後の昭和 40 年 9 月から他社で勤務し、41 年 5 月からは別の会社で勤務していることから、申立期間当時において脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性 22 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録の有る者は申立人を含め 2 人だけであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人のB社に係る上記被保険者原票、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の生年月日が、いずれも「昭和 19 年 12 月 5 日」と誤って記載されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されると考えられるが、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年11月は59万円、同年12月、14年1月、同年3月から同年5月までの期間及び同年7月から15年3月までの期間は38万円、同年4月から16年4月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年5月2日まで

私は、昭和46年6月7日にA社へ入社し、平成2年11月に事業主の命により、同社の子会社として設立されたB社の取締役就任、16年5月1日まで勤務した。

しかし、申立期間の給与明細書の支給額合計及び厚生年金保険料控除額と「ねんきん定期便」に記載の標準報酬月額及び保険料控除額を比較したところ相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人提出の申立期間に係る給与明細書及び市民税県民税特別徴収税額の通知書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成13年11月は59万円、同年12月、14年1月、同年3月から同年5月までの期間及び同年7月から15年3月までの期間は38万円、同年4

月から16年4月までの期間は50万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成14年2月及び同年6月については、申立人から、「業績が悪かったので、当該期間の給与は受け取っていない。」旨の陳述がある上、給与明細書等を所持しておらず、当該期間の報酬月額及び保険料控除額を確認できないことから、申立期間のうち、同年2月及び同年6月について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務担当者から、実際の給与より低い標準報酬月額を届け出たことを聞いたことがある。」旨陳述していることから、当該期間について事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月1日から38年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を37年9月1日に、資格喪失日に係る記録を38年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から38年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和37年6月1日から38年5月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市所在のA社に入社した経緯、入社日、退職時期及び次のC市所在の会社への転職時期等について具体的に陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に在籍し、所在の判明した同僚11人に照会したところ、回答の得られた同僚からは、入社経緯、入社時期及び在職期間等について、申立人陳述と符合する陳述が得られたほか、同質業務を行っていた同僚からは、「申立人は、私と同じD業務のE職で、昭和37年6月から38年5月までの1年間、正社員として在籍していた。」との具体的な陳述が得られた上、ほかの同僚からも申立人が正社員として在籍していたことについての具体的な陳述が得られたことなどから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたものと推認される。

また、申立人は、当時、D業務に従事していたE職は二人であったとしているところ、これら同質業務を行っていた複数の同僚からは、「申立人は、申立

期間において、私と同じD業務を行っており、その業務内容及び勤務形態は同じであり、正社員であったと思う。」「私は、申立人提出の写真に写っている同じ機器を使用してD業務に従事していた。私の在職期間は3か月余りの短い期間であったが年金記録が有るのに、申立人の記録が無いのはおかしい。」旨の陳述が得られた上、これら同僚の被保険者記録を見ると、いずれもその陳述どおりの記録が確認できる。

さらに、ほかの同僚からは、「私は2か月間という短い期間であったが、F技術を導入するためにA社に招かれた。申立人は事業主の信頼の厚かった社員であったため、当然正社員であったと思う。事業主から直接申立人にF技術を教えるよう依頼されたことを覚えており、申立人に記録が無いのは、何かの手違いではないか。」との陳述が得られたところ、同人にはA社において2か月間の被保険者記録が確認できる。

一方、A社提出の昭和37年の被保険者報酬月額算定基礎届（写し）を見ると、申立人の記録が見当たらないところ、上記複数の同僚からは、「A社には、入社後3か月間の試用期間があった。試用期間が経過したら、正社員は全員が厚生年金保険に加入していたと思う。自分の記録も入社後の3か月後からとなっている。」旨の陳述が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月1日から38年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と年齢が近い同職種の同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料を保存していないため当時の状況は不明と回答しているものの、A社に係る上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年9月から38年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和37年6月1日から同年9月1日までの期間については、複数の同僚によると、上述のとおり、A社では3か月間の試用期間があり、厚生年金保険には試用期間経過後に加入したとしており、当該期間は申立人に係る試用期間に当たることから、事業主により給与から当該期間に係

る厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

また、A社に係る上記被保険者名簿において、記録に<sup>そきゅう</sup>遡及訂正等の不自然な点も見当たらないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年9月30日）及び資格取得日（平成19年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社からB社に派遣されて勤務していた平成19年9月30日から同年10月1日までの記録が無いとの回答をもらった。申立期間も間違いなくA社からB社に派遣されて勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成19年9月分の給与支給明細書及びA社提出の在職証明書、賃金台帳及び出勤簿により、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届に誤りがあったとしている上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得

の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 19 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年10月25日から同年12月1日までの期間及び35年1月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を32年12月1日に訂正するとともに、同社B支店における資格喪失日に係る記録を35年10月1日に訂正し、32年10月、同年11月及び35年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額をそれぞれ1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年9月3日から同年10月1日まで  
② 昭和32年10月25日から同年12月1日まで  
③ 昭和35年1月1日から同年10月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答をもらった。夫は、これら申立期間には間違いなくA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社提出の退職証明書、従業員カード及び社内歴等から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和32年12月1日にA社から同社B支店に異動、35年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

32年9月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とし、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の同社B支店における34年12月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨を回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

申立期間①について、A社提出の退職証明書及び従業員カードによると、申立人は昭和25年9月3日に同社に入社したことが確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間①の保険料控除に係る資料等を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況については確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、所在の判明した同僚11人に照会し、5人から回答を得られたものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況については確認できなかった。

さらに、当該被保険者名簿から抽出した同僚13人について入社日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日を調査したところ、申立人と同一日（昭和25年10月1日）に資格を取得している者2人を含む10人は、資格取得日が入社日から最短で1か月、最長で8か月後となっていることが確認できることから、申立期間当時、A社では、必ずしも、従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上述の同僚に係る入社日及び厚生年金保険被保険者の資格取得日を突き合わせると、当時事業主は、入社日が近接している者については、まとめて特定の日に資格取得の手続を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、27万8,000円及び27万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月25日は27万8,000円、同年12月25日は27万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日  
② 平成15年12月25日

年金事務所の記録では、私がA社から平成15年7月25日及び同年12月25日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支給明細書及びA社提出の給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、平成15年7月25日及び同年12月25日に支給された賞与において、それぞれ27万8,000円及び27万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る保険料を納付していない可能性が高いとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和35年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から39年7月1日まで  
年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、昭和35年11月1日から39年7月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、昭和35年11月1日にA社の関連会社であるD社からA社に転籍し、41年10月1日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録並びにC社の事業主及びA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社は、「申立人は、申立期間に正社員としてA社に勤務しているので、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除しているはずである。」旨回答している上、A社B支店に係る上記被保険者名簿から、申立期間の在籍が確認できる同僚は、「A社B支店の社員は、全員が正社員であり、試用期間も無かったので、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入していると思う。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年7月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと主張しているものの、事業主による申立てどおりの資格取得届並びに申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和39年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る35年11月から39年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成3年6月から同年9月までの期間は16万円、同年10月から4年3月までの期間は17万円、同年4月から6年10月までの期間は20万円、同年11月から7年3月までの期間は22万円、同年4月から9年1月までの期間は24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月から同年8月までの期間は30万円、同年9月から11年3月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から11年4月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間当時の厚生年金保険料の控除額が記載された給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成3年6月から同年9月までの期間は16万円、同年10月から4年3月までの期間は17万円、同年4月から6年10月までの期間は20万円、同年11月から7年3月までの期間は22万円、同

年4月から9年1月までの期間は24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月から同年8月までの期間は30万円、同年9月から11年3月までの期間は26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため、確認することはできないが、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月21日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間も継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和43年7月1日にA社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったことを認めていることから、事業主が昭和43年6月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年8月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月29日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B支社から同社本社に転勤した時期であり、同社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和38年8月29日にA社B支社から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料は無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年1月30日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年1月6日まで  
② 昭和21年1月30日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和19年3月から21年4月まで勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和21年2月20日に資格を喪失している同僚は、「私は、昭和21年2月にA社を退職したと思うが、自身の退職時に同僚からサインを書いてももらったサイン帳が残っており、これに申立人の名前が書いてあるので、申立人は、私よりも後に退職したと思う。」と陳述している。

また、申立人は、「結婚が決まったため、A社を退職した。」と陳述しているところ、上記の同僚は、「自身が退職した後で、申立人が結婚のためA社を退職したことを聞いた。」と陳述しており、申立人の陳述内容と符合する。

以上のことから、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

さらに、上記の同僚は、「私はB課の正社員であり、申立人はC課の正社員であった。私が退職するときも、申立人の業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、上記の被保険者名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和19年11月1日であり、申立期間のうち同日以前は適用事業所ではない。

また、申立人は、同僚の名字しか記憶しておらず、これらの者の所在は不明であるほか、上記の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明し聴取することができた5人中1人が申立人を記憶しているものの、同人は、「申立人が申立期間にA社で勤務していたか否かについては覚えていない。」と陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、上記の同僚は、「私と申立人は同じD職の正社員であった。私は、昭和18年からA社で勤務していた。」と陳述しているが、当該同僚のA社での資格取得日は、申立人と同日の昭和20年1月6日であることが上記の被保険者名簿により確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、《標準賞与額》（別添①一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月15日は《標準賞与額》（別添①一覧表参照）、同年12月14日は《標準賞与額》（別添①一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年6月15日  
          ② 平成19年12月14日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、平成19年6月15日は《標準賞与額》（別添①一覧表参照）、同年12月14日は《標準賞与額》（別添①一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年6月15日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別添①

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
8516	男		昭和35年生		65万5,000円	44万4,000円
8517	男		昭和50年生		39万6,000円	33万9,000円
8518	男		昭和49年生		39万6,000円	28万6,000円
8519	男		昭和40年生		56万7,000円	67万3,000円
8520	男		昭和39年生		35万7,000円	76万1,000円
8521	男		昭和48年生		37万3,000円	38万1,000円
8522	男		昭和51年生		9万9,000円	16万5,000円
8523	男		昭和38年生		8万4,000円	13万2,000円
8524	男		昭和29年生		53万5,000円	79万6,000円
8525	男		昭和38年生		8万9,000円	9万9,000円
8526	男		昭和48年生		70万3,000円	84万9,000円
8527	男		昭和37年生		16万9,000円	25万4,000円
8528	男		昭和41年生		44万7,000円	58万9,000円
8529	男		昭和43年生		25万2,000円	47万9,000円
8530	男		昭和50年生		17万9,000円	19万8,000円
8531	男		昭和49年生		17万4,000円	19万8,000円
8532	男		昭和50年生		42万4,000円	28万6,000円
8533	男		昭和50年生		18万円	25万4,000円
8534	男		昭和50年生		14万2,000円	19万8,000円
8535	男		昭和53年生		49万8,000円	62万7,000円
8536	男		昭和51年生		20万6,000円	31万8,000円
8537	男		昭和42年生		7万5,000円	13万2,000円
8538	男		昭和43年生		12万9,000円	9万9,000円
8539	男		昭和45年生		38万3,000円	38万7,000円
8540	男		昭和45年生		12万4,000円	9万9,000円
8541	男		昭和48年生		11万6,000円	16万5,000円
8542	男		昭和52年生		13万6,000円	9万9,000円
8543	男		昭和43年生		19万円	23万1,000円
8544	男		昭和30年生		42万円	43万4,000円
8545	男		昭和53年生		34万4,000円	60万8,000円
8546	男		昭和53年生		17万6,000円	19万8,000円
8547	男		昭和54年生		79万8,000円	84万1,000円
8548	男		昭和53年生		10万3,000円	16万5,000円
8549	男		昭和52年生		4万9,000円	9万9,000円
8550	男		昭和53年生		21万3,000円	16万5,000円
8551	男		昭和52年生		24万2,000円	28万6,000円
8552	男		昭和51年生		13万3,000円	9万9,000円
8553	男		昭和52年生		35万7,000円	56万円
8554	男		昭和53年生		16万5,000円	38万1,000円
8555	男		昭和51年生		52万2,000円	31万8,000円
8556	男		昭和53年生		21万2,000円	23万1,000円
8557	男		昭和53年生		7万8,000円	9万9,000円
8558	男		昭和54年生		42万円	38万1,000円
8559	男		昭和50年生		75万6,000円	83万2,000円
8560	男		昭和52年生		27万1,000円	34万9,000円
8561	男		昭和51年生		15万1,000円	19万8,000円
8562	男		昭和50年生		63万円	77万9,000円
8563	男		昭和52年生		17万7,000円	23万1,000円
8564	男		昭和49年生		35万9,000円	34万9,000円
8565	男		昭和44年生		14万8,000円	23万1,000円
8566	男		昭和47年生		13万1,000円	23万1,000円
8567	男		昭和53年生		37万円	66万6,000円
8568	男		昭和29年生		24万2,000円	68万2,000円
8569	男		昭和54年生		46万1,000円	31万8,000円
8570	男		昭和53年生		22万4,000円	19万8,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
8571	男		昭和54年生		10万7,000円	13万2,000円
8572	男		昭和54年生		16万3,000円	16万5,000円
8573	男		昭和54年生		35万5,000円	34万9,000円
8574	男		昭和53年生		53万6,000円	67万5,000円
8575	男		昭和54年生		19万2,000円	16万5,000円
8576	男		昭和55年生		44万3,000円	34万9,000円
8577	男		昭和54年生		25万2,000円	28万6,000円
8578	男		昭和45年生		22万3,000円	13万2,000円
8579	男		昭和49年生		8万5,000円	13万2,000円
8580	男		昭和45年生		21万1,000円	28万6,000円
8581	男		昭和48年生		21万円	23万1,000円
8582	男		昭和44年生		97万6,000円	98万6,000円
8583	男		昭和54年生		53万1,000円	63万7,000円
8584	男		昭和49年生		44万7,000円	28万6,000円
8585	男		昭和52年生		20万3,000円	23万1,000円
8586	男		昭和52年生		18万7,000円	16万5,000円
8587	男		昭和48年生		46万円	53万1,000円
8588	男		昭和49年生		19万5,000円	9万9,000円
8589	男		昭和52年生		40万1,000円	34万9,000円
8590	男		昭和55年生		16万8,000円	19万8,000円
8591	男		昭和47年生		48万9,000円	25万4,000円
8592	男		昭和51年生		8万8,000円	13万2,000円
8593	男		昭和49年生		20万2,000円	16万5,000円
8594	男		昭和36年生		50万4,000円	57万6,000円
8595	男		昭和42年生		45万1,000円	54万9,000円
8596	男		昭和55年生		5万1,000円	9万9,000円
8597	女		昭和57年生		22万円	23万1,000円
8598	男		昭和55年生		6万3,000円	9万9,000円
8599	男		昭和55年生		18万4,000円	13万2,000円
8600	男		昭和56年生		24万6,000円	34万9,000円
8601	女		昭和54年生		14万4,000円	9万9,000円
8602	男		昭和56年生		50万3,000円	38万1,000円
8603	男		昭和54年生		22万1,000円	23万1,000円
8604	男		昭和55年生		9万3,000円	13万2,000円
8605	男		昭和55年生		23万9,000円	28万6,000円
8606	男		昭和56年生		15万7,000円	23万1,000円
8607	男		昭和55年生		25万円	31万8,000円
8608	男		昭和55年生		17万1,000円	9万9,000円
8609	女		昭和55年生		8万8,000円	19万8,000円
8610	男		昭和56年生		20万6,000円	28万6,000円
8611	女		昭和55年生		39万2,000円	38万1,000円
8612	男		昭和41年生		13万2,000円	23万1,000円
8613	男		昭和47年生		59万円	43万5,000円
8614	男		昭和44年生		17万8,000円	9万9,000円
8615	男		昭和49年生		16万円	34万9,000円
8616	男		昭和54年生		27万6,000円	28万6,000円
8617	男		昭和54年生		45万7,000円	38万1,000円
8618	男		昭和43年生		11万4,000円	9万9,000円
8619	男		昭和31年生		68万2,000円	54万円
8620	男		昭和50年生		23万2,000円	16万5,000円
8621	男		昭和49年生		12万3,000円	13万2,000円
8622	男		昭和51年生		24万8,000円	38万1,000円
8623	男		昭和53年生		32万2,000円	31万8,000円
8624	男		昭和54年生		21万4,000円	23万1,000円
8625	男		昭和54年生		10万1,000円	10万5,000円
8626	男		昭和52年生		18万1,000円	19万8,000円
8627	男		昭和35年生		22万7,000円	31万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
8628	男		昭和53年生		4万7,000円	6万円
8629	男		昭和53年生		7万1,000円	9万円
8630	男		昭和55年生		16万2,000円	23万1,000円
8631	男		昭和53年生		21万7,000円	23万1,000円
8632	男		昭和51年生		21万9,000円	23万1,000円
8633	男		昭和51年生		4万円	4万5,000円
8634	男		昭和50年生		8万1,000円	10万5,000円
8635	男		昭和50年生		8万7,000円	13万2,000円
8636	男		昭和52年生		9万5,000円	13万2,000円
8637	男		昭和54年生		25万3,000円	38万1,000円
8638	男		昭和55年生		29万9,000円	34万9,000円
8639	男		昭和49年生		9万8,000円	7万5,000円
8640	男		昭和50年生		12万5,000円	19万8,000円
8641	男		昭和51年生		9万3,000円	6万円
8642	男		昭和52年生		16万1,000円	23万1,000円
8643	男		昭和54年生		14万7,000円	23万1,000円
8644	男		昭和55年生		16万9,000円	31万8,000円
8645	男		昭和51年生		43万4,000円	51万2,000円
8646	男		昭和51年生		51万7,000円	34万9,000円
8647	男		昭和55年生		10万4,000円	10万5,000円
8648	男		昭和36年生		21万6,000円	31万8,000円
8649	男		昭和44年生		29万円	31万8,000円
8650	男		昭和45年生		25万3,000円	38万1,000円
8651	男		昭和48年生		30万8,000円	34万9,000円
8652	男		昭和47年生		33万1,000円	64万6,000円
8653	男		昭和57年生		8万5,000円	7万5,000円
8654	男		昭和56年生		9万7,000円	6万円
8655	男		昭和56年生		25万1,000円	34万9,000円
8656	男		昭和56年生		6万5,000円	7万5,000円
8657	女		昭和57年生		8万2,000円	7万5,000円
8658	男		昭和56年生		5万9,000円	6万円
8659	女		昭和56年生		10万1,000円	10万5,000円
8660	男		昭和56年生		21万6,000円	19万8,000円
8661	男		昭和56年生		10万4,000円	7万5,000円
8662	男		昭和56年生		13万9,000円	16万5,000円
8663	男		昭和53年生		7万6,000円	16万5,000円
8664	男		昭和53年生		8万9,000円	10万5,000円
8665	男		昭和49年生		7万4,000円	7万5,000円
8666	男		昭和49年生		16万6,000円	23万1,000円
8667	男		昭和48年生		13万8,000円	19万8,000円
8668	男		昭和55年生		22万5,000円	9万9,000円
8669	男		昭和55年生		4万7,000円	7万5,000円
8670	男		昭和56年生		43万8,000円	38万1,000円
8671	男		昭和55年生		8万円	10万5,000円
8672	男		昭和52年生		19万7,000円	13万2,000円
8673	男		昭和52年生		8万1,000円	16万5,000円
8674	男		昭和49年生		15万8,000円	9万9,000円
8675	男		昭和42年生		18万3,000円	23万1,000円
8676	男		昭和52年生		9万4,000円	9万円
8677	男		昭和49年生		20万7,000円	16万5,000円
8678	男		昭和56年生		22万9,000円	23万1,000円
8679	男		昭和38年生		53万8,000円	61万8,000円
8680	男		昭和51年生		20万5,000円	19万8,000円
8681	女		昭和45年生		13万5,000円	13万2,000円
8682	男		昭和49年生		5万7,000円	6万円
8683	男		昭和54年生		5万2,000円	4万5,000円
8684	男		昭和53年生		8万6,000円	10万5,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
8685	男		昭和53年生		9万5,000円	10万5,000円
8686	男		昭和54年生		20万8,000円	34万9,000円
8687	男		昭和56年生		18万9,000円	19万8,000円
8688	男		昭和40年生		59万7,000円	70万円
8689	男		昭和53年生		8万円	13万2,000円
8690	女		昭和54年生		19万9,000円	16万5,000円
8691	男		昭和55年生		11万1,000円	23万1,000円
8692	男		昭和55年生		11万3,000円	19万8,000円
8693	男		昭和56年生		9万4,000円	9万円
8694	男		昭和56年生		14万1,000円	16万5,000円
8695	男		昭和47年生		61万6,000円	52万1,000円
8696	男		昭和51年生		8万1,000円	9万円
8697	女		昭和48年生		47万1,000円	37万7,000円
8698	男		昭和54年生		10万9,000円	16万5,000円
8699	男		昭和53年生		8万8,000円	10万5,000円
8700	男		昭和53年生		8万円	10万5,000円
8701	女		昭和53年生		21万1,000円	23万1,000円
8702	男		昭和54年生		11万2,000円	16万5,000円
8703	女		昭和54年生		21万5,000円	23万1,000円
8704	男		昭和55年生		7万2,000円	9万円
8705	男		昭和56年生		6万8,000円	9万円
8706	男		昭和57年生		9万2,000円	7万5,000円
8707	男		昭和48年生		9万9,000円	19万8,000円
8708	男		昭和54年生		3万5,000円	6万円
8709	男		昭和57年生		7万9,000円	9万円
8710	男		昭和52年生		5万3,000円	6万円
8711	男		昭和55年生		9万2,000円	10万5,000円
8712	男		昭和58年生		8万9,000円	10万5,000円
8713	男		昭和57年生		4万5,000円	9万円
8714	男		昭和57年生		10万7,000円	16万5,000円
8715	男		昭和57年生		9万6,000円	10万5,000円
8716	男		昭和57年生		10万7,000円	13万2,000円
8717	男		昭和58年生		11万5,000円	16万5,000円
8718	男		昭和57年生		8万7,000円	9万円
8719	男		昭和57年生		10万5,000円	9万円
8720	男		昭和57年生		13万4,000円	16万5,000円
8721	男		昭和58年生		6万3,000円	10万5,000円
8722	男		昭和56年生		11万円	19万8,000円
8723	男		昭和57年生		8万7,000円	10万5,000円
8724	男		昭和56年生		10万6,000円	19万8,000円
8725	男		昭和57年生		9万5,000円	7万5,000円
8726	男		昭和58年生		11万3,000円	23万1,000円
8727	男		昭和58年生		10万3,000円	9万円
8728	男		昭和56年生		8万4,000円	10万5,000円
8729	男		昭和58年生		11万円	13万2,000円
8730	男		昭和57年生		6万5,000円	6万円
8731	女		昭和57年生		3万7,000円	4万5,000円
8732	男		昭和56年生		5万8,000円	10万5,000円
8733	男		昭和56年生		4万円	6万円
8734	男		昭和57年生		6万2,000円	10万5,000円
8735	女		昭和57年生		5万9,000円	6万円
8736	女		昭和57年生		9万8,000円	10万5,000円
8737	男		昭和56年生		6万2,000円	6万円
8738	男		昭和57年生		6万1,000円	4万5,000円
8739	男		昭和56年生		17万円	16万5,000円
8740	女		昭和57年生		6万7,000円	9万円
8741	男		昭和54年生		1万5,000円	6万円



番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
8742	男		昭和49年生		23万3,000円	16万5,000円
8743	男		昭和45年生		37万6,000円	84万7,000円
8744	男		昭和54年生		7万2,000円	10万5,000円
8745	男		昭和47年生		11万3,000円	19万8,000円
8746	男		昭和56年生		7万6,000円	10万5,000円
8747	男		昭和52年生		45万2,000円	34万9,000円
8748	男		昭和54年生		10万3,000円	16万5,000円
8749	男		昭和46年生		39万9,000円	56万7,000円
8750	男		昭和54年生		5万5,000円	4万5,000円
8751	女		昭和48年生		52万5,000円	59万8,000円
8752	男		昭和53年生		9万6,000円	9万円
8753	男		昭和54年生		8万5,000円	10万5,000円
8754	男		昭和56年生		7万9,000円	10万5,000円
8755	男		昭和48年生		57万7,000円	72万3,000円
8756	男		昭和51年生		25万5,000円	34万9,000円
8757	男		昭和54年生		8万5,000円	9万円
8758	男		昭和57年生		5万3,000円	4万5,000円
8759	男		昭和58年生		4万8,000円	7万5,000円
8760	男		昭和57年生		6万円	10万5,000円
8761	男		昭和52年生		12万円	16万5,000円
8762	女		昭和53年生		12万6,000円	16万5,000円
8763	男		昭和57年生		11万4,000円	19万8,000円
8764	男		昭和47年生		10万6,000円	13万2,000円
8765	男		昭和45年生		10万円	23万1,000円
8766	男		昭和57年生		7万8,000円	10万5,000円
8767	男		昭和49年生		18万5,000円	13万2,000円
8768	男		昭和54年生		24万4,000円	19万8,000円
8769	男		昭和54年生		6万4,000円	10万5,000円
8770	男		昭和54年生		20万4,000円	23万1,000円
8771	男		昭和42年生		37万8,000円	25万4,000円
8772	男		昭和52年生		18万6,000円	19万8,000円
8773	男		昭和45年生		15万円	19万8,000円
8774	男		昭和44年生		12万1,000円	19万8,000円
8775	男		昭和38年生		75万5,000円	75万5,000円
8776	男		昭和57年生		11万8,000円	13万2,000円
8777	男		昭和58年生		4万1,000円	6万円
8778	男		昭和52年生		22万8,000円	31万8,000円
8779	男		昭和41年生		31万3,000円	31万8,000円
8780	男		昭和46年生		20万1,000円	46万4,000円
8781	男		昭和39年生		32万7,000円	57万円
8782	男		昭和53年生		8万2,000円	10万5,000円
8783	男		昭和53年生		6万4,000円	4万5,000円
8784	男		昭和54年生		9万7,000円	10万5,000円
8785	男		昭和48年生		15万9,000円	19万8,000円
8786	男		昭和45年生		18万8,000円	32万9,000円
8787	男		昭和45年生		49万9,000円	71万4,000円
8788	男		昭和55年生		7万7,000円	4万5,000円
8789	男		昭和48年生		9万6,000円	13万2,000円
8790	男		昭和54年生		8万3,000円	6万円
8791	男		昭和45年生		10万4,000円	9万9,000円
8792	男		昭和51年生		20万1,000円	13万2,000円
8793	男		昭和53年生		15万2,000円	19万8,000円
8794	男		昭和50年生		24万9,000円	38万1,000円
8795	男		昭和45年生		15万3,000円	23万1,000円
8796	男		昭和50年生		24万8,000円	34万9,000円
8797	男		昭和49年生		48万5,000円	45万4,000円
8798	女		昭和49年生		3万9,000円	6万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
8799	男		昭和55年生		10万円	7万5,000円
8800	男		昭和54年生		5万6,000円	6万円
8801	男		昭和48年生		19万6,000円	16万5,000円
8802	男		昭和52年生		19万4,000円	16万5,000円
8803	男		昭和53年生		24万3,000円	38万1,000円
8804	男		昭和54年生		22万6,000円	34万9,000円
8805	男		昭和50年生		5万4,000円	7万5,000円
8806	男		昭和47年生		10万8,000円	23万1,000円
8807	男		昭和59年生		2万1,000円	9万円
8808	男		昭和46年生		72万4,000円	82万9,000円
8809	男		昭和54年生		11万円	19万8,000円
8810	男		昭和58年生		4万2,000円	4万5,000円
8811	男		昭和47年生		4万2,000円	4万5,000円
8812	男		昭和53年生		19万3,000円	23万1,000円
8813	男		昭和43年生		22万5,000円	25万4,000円
8814	男		昭和44年生		15万4,000円	9万9,000円
8815	男		昭和44年生		51万2,000円	38万1,000円
8816	男		昭和53年生		4万円	9万円
8817	男		昭和47年生		26万2,000円	25万4,000円
8818	男		昭和54年生		7万5,000円	9万円
8819	男		昭和52年生		3万5,000円	4万5,000円
8820	男		昭和50年生		18万8,000円	34万9,000円
8821	女		昭和59年生		2万8,000円	10万5,000円
8822	男		昭和58年生		2万3,000円	6万円
8823	男		昭和55年生		7万6,000円	7万5,000円
8824	男		昭和58年生		8万3,000円	9万円
8825	男		昭和58年生		3万2,000円	4万5,000円
8826	男		昭和45年生		7万1,000円	7万5,000円
8827	男		昭和53年生		10万6,000円	23万1,000円
8828	男		昭和58年生		4万4,000円	7万5,000円
8829	男		昭和58年生		4万4,000円	6万円
8830	男		昭和56年生		2万4,000円	6万円
8831	男		昭和56年生		3万8,000円	9万円
8832	女		昭和58年生		4万5,000円	9万円
8833	女		昭和58年生		5万5,000円	6万円
8834	男		昭和58年生		6万2,000円	9万円
8835	男		昭和58年生		1万9,000円	4万5,000円
8836	男		昭和58年生		4万2,000円	7万5,000円
8837	男		昭和59年生		1万7,000円	4万5,000円
8838	男		昭和57年生		1万9,000円	9万円
8839	男		昭和58年生		3万4,000円	6万円
8840	男		昭和58年生		4万3,000円	7万5,000円
8841	男		昭和59年生		3万円	4万5,000円
8842	女		昭和57年生		7万4,000円	9万円
8843	男		昭和58年生		2万9,000円	10万5,000円
8844	女		昭和59年生		6万円	10万5,000円
8845	男		昭和59年生		2万2,000円	4万5,000円
8846	男		昭和58年生		3万9,000円	7万5,000円
8847	男		昭和58年生		6万8,000円	10万5,000円
8848	女		昭和61年生		2万5,000円	7万5,000円
8849	女		昭和59年生		5万8,000円	7万5,000円
8850	男		昭和58年生		3万7,000円	10万5,000円
8851	男		昭和58年生		2万1,000円	9万円
8852	女		昭和58年生		7万円	9万円
8853	男		昭和58年生		3万5,000円	6万円
8854	男		昭和58年生		1万6,000円	4万5,000円
8855	男		昭和58年生		2万3,000円	6万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
8856	男		昭和58年生		2万6,000円	9万円
8857	男		昭和58年生		3万7,000円	10万5,000円
8858	女		昭和58年生		7万1,000円	9万円
8859	男		昭和57年生		1万8,000円	4万5,000円
8860	男		昭和58年生		3万9,000円	9万円
8861	男		昭和59年生		3万6,000円	6万円
8862	男		昭和56年生		8万4,000円	9万円
8863	男		昭和56年生		1万5,000円	6万円
8864	男		昭和58年生		2万5,000円	7万5,000円
8865	男		昭和59年生		4万3,000円	6万円
8866	男		昭和58年生		1万6,000円	6万円
8867	女		昭和58年生		3万5,000円	7万5,000円
8868	男		昭和58年生		3万3,000円	9万円
8869	女		昭和58年生		2万円	6万円
8870	男		昭和59年生		2万2,000円	4万5,000円
8871	女		昭和58年生		5万1,000円	9万円
8872	男		昭和59年生		4万円	10万5,000円
8873	男		昭和58年生		4万4,000円	10万5,000円
8874	男		昭和58年生		10万5,000円	6万円
8875	男		昭和58年生		3万4,000円	7万5,000円
8876	女		昭和58年生		4万円	9万円
8877	女		昭和58年生		3万1,000円	4万5,000円
8878	男		昭和59年生		2万1,000円	7万5,000円
8879	女		昭和58年生		3万8,000円	9万円
8880	男		昭和58年生		2万8,000円	4万5,000円
8881	男		昭和59年生		3万2,000円	10万5,000円
8882	男		昭和58年生		2万7,000円	4万5,000円
8883	男		昭和48年生		14万1,000円	25万4,000円
8884	男		昭和51年生		43万4,000円	38万1,000円
8885	男		昭和54年生		16万円	13万2,000円
8886	男		昭和48年生		11万2,000円	19万8,000円
8887	男		昭和59年生		4万2,000円	6万円
8888	男		昭和54年生		6万7,000円	9万円
8889	女		昭和53年生		8万8,000円	10万5,000円
8890	男		昭和55年生		7万5,000円	4万5,000円
8891	男		昭和57年生		5万円	4万5,000円
8892	男		昭和56年生		3万8,000円	4万5,000円
8893	男		昭和40年生		10万9,000円	25万4,000円
8894	男		昭和48年生		8万2,000円	9万9,000円
8895	男		昭和47年生		12万3,000円	28万6,000円
8896	男		昭和53年生		9万4,000円	9万円
8897	男		昭和45年生		14万円	23万1,000円
8898	男		昭和59年生		3万円	6万円
8899	男		昭和57年生		7万7,000円	7万5,000円
8900	男		昭和57年生		11万4,000円	23万1,000円
8901	男		昭和57年生		6万7,000円	4万5,000円
8902	男		昭和48年生		17万8,000円	25万4,000円
8903	男		昭和43年生		47万3,000円	48万3,000円
8904	男		昭和57年生		7万8,000円	6万円
8905	男		昭和53年生		4万7,000円	4万5,000円
8906	男		昭和59年生		9万9,000円	7万5,000円
8907	男		昭和50年生		14万6,000円	25万4,000円
8908	男		昭和53年生		10万8,000円	13万2,000円
8909	男		昭和44年生		36万9,000円	28万6,000円
8910	女		昭和52年生		11万7,000円	9万9,000円
8911	男		昭和52年生		14万2,000円	13万2,000円
8912	男		昭和55年生		4万6,000円	10万5,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
8913	男		昭和57年生		4万8,000円	4万5,000円
8914	男		昭和55年生		9万円	7万5,000円
8915	女		昭和58年生		7万7,000円	7万5,000円
8916	男		昭和56年生		3万5,000円	4万5,000円
8917	男		昭和59年生		3万6,000円	6万円
8918	男		昭和55年生		4万1,000円	4万5,000円
8919	女		昭和55年生		23万円	23万1,000円
8920	男		昭和51年生		11万1,000円	13万2,000円
8921	男		昭和51年生		9万1,000円	19万8,000円
8922	男		昭和60年生		3万7,000円	6万円
8923	男		昭和56年生		6万円	7万5,000円
8924	男		昭和57年生		6万円	6万円
8925	男		昭和56年生		5万1,000円	7万5,000円
8926	男		昭和58年生		1万4,000円	9万円
8927	女		昭和55年生		7万円	7万5,000円
8928	男		昭和55年生		7万円	7万5,000円
8929	男		昭和56年生		7万円	7万5,000円
8930	男		昭和55年生		8万5,000円	4万5,000円
8931	男		昭和46年生		1万4,000円	7万5,000円
8932	男		昭和42年生		28万1,000円	28万6,000円
8933	男		昭和49年生		4万円	16万5,000円
8934	男		昭和57年生		7万円	10万5,000円
8935	男		昭和55年生		1万4,000円	10万5,000円
8936	男		昭和50年生		5万1,000円	7万5,000円
8937	男		昭和58年生		1万1,000円	6万円
8938	男		昭和49年生		5万8,000円	25万4,000円
8939	男		昭和51年生		8万5,000円	6万円
8940	男		昭和50年生		18万9,000円	9万9,000円
8941	男		昭和47年生		7万7,000円	13万2,000円
8942	男		昭和53年生		4万円	19万8,000円
8943	男		昭和49年生		5万8,000円	25万4,000円
8944	男		昭和59年生		5万1,000円	9万円
8945	男		昭和53年生		5万1,000円	10万5,000円
8946	男		昭和52年生		1万4,000円	9万円
8947	男		昭和50年生		7万円	6万円
8948	男		昭和59年生		1万5,000円	7万5,000円
8949	男		昭和55年生		3万3,000円	10万5,000円
8950	男		昭和51年生		3万3,000円	9万円
8951	男		昭和50年生		11万8,000円	9万9,000円
8952	男		昭和46年生		14万7,000円	19万8,000円
8953	男		昭和58年生		5万4,000円	6万円
8954	男		昭和52年生		6万6,000円	10万5,000円
8955	男		昭和48年生		4万5,000円	31万8,000円
8956	女		昭和57年生		1万1,000円	6万円
8957	男		昭和54年生		6万6,000円	7万5,000円
8958	男		昭和60年生		1万1,000円	6万円
8959	女		昭和52年生		6万円	19万8,000円
8960	女		昭和47年生		1万1,000円	7万5,000円
8961	男		昭和57年生		5万4,000円	7万5,000円
8962	女		昭和57年生		6万6,000円	4万5,000円
8963	男		昭和53年生		2万5,000円	4万5,000円
8964	男		昭和54年生		2万5,000円	7万5,000円
8965	男		昭和49年生		6万円	9万9,000円
8966	男		昭和53年生		1万1,000円	7万5,000円
8967	男		昭和55年生		1万1,000円	7万5,000円
8968	男		昭和56年生		11万8,000円	13万2,000円
8969	男		昭和58年生		2万7,000円	6万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
8970	男		昭和53年生		2万5,000円	19万8,000円
8971	男		昭和56年生		4,000円	4万5,000円
8972	女		昭和59年生		1万円	9万円
8973	女		昭和54年生		2万7,000円	9万円
8974	男		昭和58年生		8,000円	6万円
8975	男		昭和53年生		2万7,000円	4万5,000円
8976	男		昭和55年生		2万2,000円	6万円
8977	男		昭和50年生		4,000円	9万円
8978	男		昭和48年生		1万8,000円	34万9,000円
8979	男		昭和58年生		8,000円	7万5,000円
8980	男		昭和56年生		1,000円	6万円
8981	男		昭和55年生		1万3,000円	23万1,000円
8982	男		昭和55年生		6,000円	7万5,000円
8983	女		昭和60年生		1万円	6万円
8984	男		昭和55年生		6,000円	9万円
8985	男		昭和54年生		1,000円	4万5,000円
8986	男		昭和53年生		3,000円	7万5,000円
8987	男		昭和58年生		6,000円	4万5,000円
8988	男		昭和55年生		1,000円	7万5,000円
8989	男		昭和58年生		1,000円	9万円
8990	女		昭和52年生		4,000円	6万円
8991	男		昭和58年生		3,000円	4万5,000円
8992	女		昭和54年生		7,000円	10万5,000円
8993	男		昭和49年生		1,000円	4万5,000円
8994	男		昭和42年生		1万3,000円	9万9,000円
8995	男		昭和54年生		4,000円	9万9,000円
8996	男		昭和46年生		1万3,000円	9万9,000円
8997	男		昭和47年生		9,000円	9万9,000円
8998	男		昭和52年生		7万5,000円	16万5,000円
8999	女		昭和54年生		2万7,000円	7万5,000円
9000	男		昭和40年生		107万4,000円	73万6,000円
9001	男		昭和46年生		30万5,000円	40万8,000円
9002	男		昭和45年生		91万3,000円	89万7,000円
9003	男		昭和46年生		22万円	28万6,000円
9004	男		昭和49年生		58万8,000円	62万9,000円
9005	男		昭和45年生		40万8,000円	57万1,000円
9006	男		昭和48年生		25万3,000円	34万8,000円
9007	男		昭和33年生		124万6,000円	86万4,000円
9008	男		昭和48年生		40万9,000円	57万9,000円
9009	男		昭和43年生		85万円	66万3,000円
9010	男		昭和34年生		90万2,000円	92万8,000円
9011	男		昭和46年生		47万2,000円	64万6,000円
9012	男		昭和46年生		62万9,000円	62万6,000円
9013	男		昭和49年生		78万7,000円	68万1,000円
9014	男		昭和49年生		31万5,000円	50万5,000円
9015	男		昭和48年生		59万8,000円	60万8,000円
9016	男		昭和46年生		73万5,000円	63万8,000円
9017	男		昭和44年生		69万2,000円	116万6,000円
9018	男		昭和44年生		60万9,000円	77万3,000円
9019	男		昭和49年生		11万8,000円	25万4,000円
9020	男		昭和53年生		17万4,000円	28万6,000円
9021	男		昭和39年生		34万4,000円	51万5,000円
9022	男		昭和48年生		13万7,000円	25万4,000円
9023	男		昭和47年生		10万4,000円	25万4,000円
9024	男		昭和47年生		28万円	28万6,000円
9025	男		昭和45年生		43万円	71万7,000円
9026	男		昭和48年生		20万2,000円	28万6,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
9027	男		昭和47年生		28万5,000円	31万8,000円
9028	男		昭和46年生		17万,5000円	13万2,000円
9029	男		昭和49年生		26万3,000円	66万4,000円
9030	男		昭和49年生		27万3,000円	41万7,000円
9031	男		昭和49年生		71万4,000円	73万5,000円
9032	男		昭和50年生		34万1,000円	28万6,000円
9033	男		昭和49年生		30万4,000円	28万6,000円
9034	男		昭和44年生		50万8,000円	38万1,000円
9035	男		昭和46年生		28万4,000円	36万4,000円
9036	男		昭和46年生		56万4,000円	49万3,000円
9037	男		昭和48年生		14万5,000円	25万4,000円
9038	男		昭和42年生		33万2,000円	31万8,000円
9039	男		昭和44年生		56万5,000円	81万円
9040	男		昭和51年生		61万9,000円	72万6,000円
9041	男		昭和49年生		46万6,000円	40万6,000円
9042	男		昭和49年生		34万5,000円	34万9,000円
9043	男		昭和55年生		24万1,000円	31万8,000円
9044	男		昭和38年生		81万8,000円	92万1,000円
9045	男		昭和43年生		5万2,000円	9万9,000円
9046	男		昭和40年生		31万8,000円	28万6,000円
9047	男		昭和25年生		30万円	62万7,000円
9048	男		昭和51年生		40万6,000円	38万1,000円
9049	男		昭和34年生		22万2,000円	28万6,000円
9050	男		昭和51年生		13万円	23万1,000円
9051	男		昭和49年生		35万円	25万4,000円
9052	男		昭和50年生		10万2,000円	31万8,000円
9053	男		昭和51年生		19万8,000円	31万8,000円
9054	男		昭和54年生		9万5,000円	9万9,000円
9055	男		昭和54年生		6万1,000円	9万9,000円
9056	男		昭和49年生		10万円	25万4,000円
9057	男		昭和55年生		7万2,000円	9万9,000円
9058	男		昭和41年生		55万6,000円	82万3,000円
9059	男		昭和54年生		17万2,000円	13万2,000円
9060	男		昭和54年生		3万9,000円	4万5,000円
9061	女		昭和56年生		11万3,000円	13万2,000円
9062	女		昭和56年生		10万円	19万8,000円
9063	男		昭和52年生		23万7,000円	23万1,000円
9064	女		昭和57年生		15万6,000円	13万2,000円
9065	男		昭和53年生		5万3,000円	4万5,000円
9066	男		昭和57年生		7万4,000円	6万円
9067	女		昭和58年生		6万8,000円	9万円
9068	男		昭和56年生		9万円	7万5,000円
9069	女		昭和58年生		10万8,000円	16万5,000円
9070	男		昭和57年生		4万6,000円	6万円
9071	男		昭和57年生		7万8,000円	9万円
9072	男		昭和56年生		10万4,000円	16万5,000円
9073	男		昭和55年生		6万5,000円	10万5,000円
9074	女		昭和57年生		6万9,000円	10万5,000円
9075	男		昭和51年生		12万2,000円	19万8,000円
9076	男		昭和48年生		10万5,000円	9万9,000円
9077	女		昭和55年生		4万2,000円	4万5,000円
9078	男		昭和43年生		11万5,000円	13万2,000円
9079	男		昭和39年生		29万2,000円	31万9,000円
9080	男		昭和54年生		7万9,000円	6万円
9081	男		昭和57年生		9万1,000円	9万円
9082	男		昭和57年生		11万1,000円	19万8,000円
9083	男		昭和55年生		9万5,000円	10万5,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
9084	男		昭和56年生		10万6,000円	13万2,000円
9085	男		昭和58年生		2万9,000円	4万5,000円
9086	男		昭和58年生		3万1,000円	4万5,000円
9087	男		昭和59年生		1万7,000円	6万円
9088	男		昭和58年生		5万7,000円	7万5,000円
9089	女		昭和58年生		4万1,000円	6万円
9090	女		昭和58年生		6万9,000円	9万円
9091	女		昭和61年生		3万3,000円	6万円
9092	男		昭和58年生		6万6,000円	9万円
9093	男		昭和57年生		2万6,000円	10万5,000円
9094	女		昭和58年生		5万6,000円	7万5,000円
9095	女		昭和58年生		10万8,000円	6万円
9096	女		昭和58年生		8万6,000円	6万円
9097	男		昭和56年生		7万円	9万円
9098	女		昭和61年生		2万5,000円	6万円
9099	女		昭和58年生		7万3,000円	7万5,000円
9100	男		昭和52年生		23万4,000円	28万6,000円
9101	男		昭和51年生		19万7,000円	25万4,000円
9102	男		昭和53年生		12万7,000円	25万4,000円
9103	男		昭和52年生		9万9,000円	13万2,000円
9104	男		昭和51年生		11万4,000円	13万2,000円
9105	女		昭和58年生		7万円	7万5,000円
9106	男		昭和44年生		7万7,000円	9万9,000円
9107	男		昭和57年生		15万2,000円	16万5,000円
9108	男		昭和53年生		4万円	16万5,000円
9109	男		昭和57年生		2万7,000円	10万5,000円
9110	男		昭和56年生		4,000円	4万5,000円
9111	女		昭和59年生		3,000円	6万円
9112	男		昭和49年生		36万4,000円	31万8,000円
9113	男		昭和33年生		25万円	53万4,000円
9114	男		昭和50年生		55万1,000円	39万6,000円
9115	男		昭和43年生		17万5,000円	55万円
9116	男		昭和24年生		36万7,000円	42万6,000円
9117	男		昭和52年生		21万4,000円	47万3,000円
9118	男		昭和44年生		25万7,000円	28万6,000円
9119	男		昭和54年生		5万5,000円	10万5,000円
9120	男		昭和57年生		8万7,000円	7万5,000円
9121	男		昭和57年生		10万2,000円	6万円
9122	女		昭和57年生		4万8,000円	4万5,000円
9123	男		昭和55年生		9万2,000円	9万円
9124	男		昭和56年生		2万4,000円	4万5,000円
9125	男		昭和56年生		9万7,000円	13万2,000円
9126	男		昭和56年生		7万円	6万円
9127	男		昭和56年生		7万3,000円	6万円
9128	女		昭和52年生		4万6,000円	4万5,000円
9129	男		昭和58年生		4万4,000円	7万5,000円
9130	男		昭和58年生		2万7,000円	4万5,000円
9131	男		昭和58年生		1万8,000円	6万円
9132	男		昭和52年生		7万9,000円	9万9,000円
9133	男		昭和52年生		4万円	4万5,000円
9134	男		昭和24年生		11万4,000円	28万6,000円
9135	男		昭和44年生		23万1,000円	39万9,000円
9136	男		昭和43年生		26万7,000円	38万1,000円
9137	女		昭和58年生		10万1,000円	16万5,000円

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、《標準賞与額》（別添②一覧表参照）及び《標準賞与額》（別添②一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月15日は《標準賞与額》（別添②一覧表参照）、同年12月14日は《標準賞与額》（別添②一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添②一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年6月15日  
② 平成19年12月14日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社提出の賃金台帳により、申立人は、平成19年6月15日は《標準賞与額》（別添②一覧表参照）、同年12月14日は《標準賞与額》（別添②一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業



主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年6月15日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 添 ②

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
9138	男		昭和45年生		62万9,000円	65万6,000円
9139	男		昭和53年生		51万2,000円	42万5,000円
9140	男		昭和44年生		65万1,000円	65万5,000円
9141	男		昭和52年生		48万6,000円	50万2,000円
9142	男		昭和52年生		64万円	59万3,000円
9143	男		昭和52年生		52万5,000円	69万9,000円
9144	男		昭和36年生		34万6,000円	49万6,000円
9145	男		昭和45年生		54万6,000円	51万4,000円
9146	男		昭和39年生		47万1,000円	73万7,000円
9147	男		昭和37年生		116万円	99万2,000円
9148	女		昭和53年生		76万6,000円	78万8,000円
9149	男		昭和52年生		33万6,000円	69万5,000円
9150	男		昭和53年生		41万円	34万9,000円
9151	男		昭和53年生		41万5,000円	38万1,000円
9152	男		昭和34年生		72万3,000円	79万2,000円
9153	男		昭和55年生		24万3,000円	54万1,000円
9154	男		昭和53年生		48万円	31万8,000円
9155	男		昭和44年生		88万1,000円	95万8,000円
9156	男		昭和34年生		38万8,000円	75万2,000円
9157	男		昭和47年生		38万7,000円	38万1,000円
9158	男		昭和45年生		33万6,000円	45万2,000円
9159	男		昭和52年生		49万4,000円	38万1,000円
9160	男		昭和50年生		9万8,000円	9万9,000円
9161	男		昭和55年生		11万1,000円	13万2,000円
9162	男		昭和53年生		29万4,000円	31万8,000円
9163	男		昭和48年生		66万8,000円	80万5,000円
9164	男		昭和56年生		10万2,000円	9万円
9165	男		昭和46年生		3万6,000円	4万5,000円
9166	男		昭和57年生		9万1,000円	9万円
9167	男		昭和53年生		8万3,000円	10万5,000円
9168	男		昭和39年生		53万4,000円	71万8,000円
9169	男		昭和47年生		133万2,000円	105万6,000円
9170	男		昭和45年生		15万1,000円	25万4,000円
9171	男		昭和33年生		38万6,000円	71万7,000円
9172	男		昭和36年生		55万8,000円	80万7,000円
9173	男		昭和48年生		66万円	90万2,000円
9174	男		昭和47年生		94万4,000円	93万9,000円
9175	男		昭和47年生		15万円	35万8,000円
9176	男		昭和35年生		98万8,000円	80万円
9177	男		昭和49年生		57万7,000円	61万1,000円
9178	男		昭和46年生		78万7,000円	69万円
9179	男		昭和45年生		46万2,000円	52万3,000円
9180	男		昭和44年生		81万6,000円	124万8,000円
9181	男		昭和49年生		37万8,000円	47万円
9182	男		昭和36年生		31万3,000円	55万2,000円
9183	男		昭和44年生		60万3,000円	62万円
9184	男		昭和51年生		66万1,000円	70万8,000円
9185	男		昭和48年生		31万8,000円	41万6,000円
9186	男		昭和34年生		47万2,000円	67万2,000円
9187	女		昭和50年生		51万4,000円	60万2,000円
9188	男		昭和28年生		28万1,000円	88万4,000円
9189	男		昭和50年生		52万6,000円	68万5,000円
9190	男		昭和36年生		77万7,000円	58万9,000円
9191	男		昭和43年生		64万4,000円	112万円
9192	男		昭和41年生		73万円	118万4,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
					(平成19年6月15日)	(平成19年12月14日)
9193	男		昭和50年生		29万4,000円	39万円
9194	女		昭和53年生		49万3,000円	58万5,000円
9195	男		昭和49年生		23万9,000円	19万8,000円
9196	男		昭和41年生		24万円	36万8,000円
9197	男		昭和40年生		40万9,000円	53万2,000円
9198	男		昭和51年生		15万5,000円	31万8,000円
9199	男		昭和54年生		9万円	9万9,000円
9200	男		昭和56年生		23万5,000円	23万1,000円
9201	男		昭和55年生		7万6,000円	9万9,000円
9202	男		昭和55年生		42万9,000円	38万1,000円
9203	男		昭和43年生		74万5,000円	77万円
9204	男		昭和56年生		5万8,000円	9万円
9205	男		昭和50年生		32万5,000円	44万3,000円
9206	女		昭和39年生		47万5,000円	28万6,000円
9207	男		昭和37年生		21万円	37万3,000円
9208	男		昭和48年生		50万2,000円	86万6,000円
9209	男		昭和49年生		19万2,000円	31万8,000円
9210	男		昭和37年生		22万1,000円	38万1,000円
9211	男		昭和53年生		22万9,000円	38万1,000円
9212	男		昭和50年生		67万2,000円	81万4,000円
9213	男		昭和52年生		23万8,000円	19万8,000円
9214	男		昭和49年生		27万9,000円	70万4,000円
9215	男		昭和45年生		64万2,000円	48万7,000円
9216	男		昭和57年生		24万円	34万9,000円
9217	男		昭和47年生		44万1,000円	46万1,000円
9218	男		昭和50年生		69万3,000円	74万3,000円
9219	男		昭和42年生		100万8,000円	107万6,000円
9220	男		昭和48年生		38万3,000円	34万9,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、《標準賞与額》（別添③一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、《申立期間》（別添③一覧表参照）の標準賞与額に係る記録を、《標準賞与額》（別添③一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添③一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添③一覧表参照

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間において、《標準賞与額》（別添③一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》（別添③一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別 添 ③

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
9221	男		昭和38年生		平成19年6月15日	30万円
9222	男		昭和38年生		平成19年6月15日	40万円
9223	男		昭和46年生		平成19年6月15日	141万8,000円
9224	男		昭和55年生		平成19年6月15日	5万6,000円
9225	女		昭和56年生		平成19年6月15日	14万9,000円
9226	男		昭和37年生		平成19年6月15日	42万2,000円
9227	男		昭和50年生		平成19年6月15日	7万7,000円
9228	男		昭和55年生		平成19年6月15日	4万5,000円
9229	男		昭和50年生		平成19年6月15日	12万7,000円
9230	男		昭和53年生		平成19年6月15日	16万5,000円
9231	女		昭和53年生		平成19年6月15日	9万7,000円
9232	男		昭和51年生		平成19年6月15日	3万6,000円
9233	男		昭和55年生		平成19年6月15日	4万9,000円
9234	男		昭和56年生		平成19年6月15日	18万8,000円
9235	男		昭和55年生		平成19年6月15日	4万4,000円
9236	男		昭和48年生		平成19年6月15日	4万3,000円
9237	男		昭和58年生		平成19年6月15日	3万7,000円
9238	女		昭和58年生		平成19年6月15日	4万2,000円
9239	男		昭和58年生		平成19年6月15日	2万円
9240	男		昭和54年生		平成19年6月15日	3万8,000円
9241	男		昭和57年生		平成19年6月15日	6万7,000円
9242	女		昭和57年生		平成19年6月15日	8万5,000円
9243	男		昭和48年生		平成19年6月15日	18万9,000円
9244	男		昭和45年生		平成19年6月15日	19万6,000円
9245	男		昭和32年生		平成19年6月15日	16万3,000円
9246	男		昭和45年生		平成19年6月15日	26万6,000円
9247	男		昭和54年生		平成19年6月15日	23万1,000円
9248	男		昭和55年生		平成19年6月15日	5万1,000円
9249	男		昭和34年生		平成19年6月15日	30万5,000円
9250	男		昭和50年生		平成19年6月15日	11万2,000円
9251	男		昭和57年生		平成19年6月15日	8万1,000円
9252	男		昭和54年生		平成19年6月15日	5万4,000円
9253	男		昭和55年生		平成19年6月15日	6万6,000円
9254	男		昭和55年生		平成19年6月15日	10万9,000円
9255	男		昭和44年生		平成19年12月14日	1万円
9256	男		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9257	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9258	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円
9259	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9260	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9261	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9262	男		昭和58年生		平成19年12月14日	6万円
9263	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9264	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円
9265	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9266	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9267	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9268	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9269	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9270	男		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9271	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
9272	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円
9273	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9274	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9275	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9276	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9277	男		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9278	男		昭和59年生		平成19年12月14日	4万5,000円
9279	男		昭和58年生		平成19年12月14日	6万円
9280	男		昭和58年生		平成19年12月14日	6万円
9281	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円
9282	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9283	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9284	男		昭和58年生		平成19年12月14日	6万円
9285	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9286	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9287	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9288	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9289	女		昭和62年生		平成19年12月14日	6万円
9290	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9291	男		昭和58年生		平成19年12月14日	6万円
9292	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9293	男		昭和58年生		平成19年12月14日	6万円
9294	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9295	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9296	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9297	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9298	男		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9299	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9300	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9301	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9302	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9303	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円
9304	女		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9305	女		昭和60年生		平成19年12月14日	9万円
9306	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9307	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9308	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9309	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9310	女		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9311	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9312	男		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9313	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9314	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9315	男		昭和58年生		平成19年12月14日	6万円
9316	男		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9317	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9318	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9319	女		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9320	男		昭和58年生		平成19年12月14日	6万円
9321	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9322	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9323	女		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
9324	男		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9325	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9326	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9327	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円
9328	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9329	男		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9330	女		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9331	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9332	男		昭和57年生		平成19年12月14日	6万円
9333	男		昭和57年生		平成19年12月14日	6万円
9334	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9335	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9336	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9337	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9338	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9339	男		昭和58年生		平成19年12月14日	6万円
9340	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9341	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9342	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9343	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9344	男		昭和47年生		平成19年12月14日	31万8,000円
9345	男		昭和56年生		平成19年12月14日	2万2,000円
9346	男		昭和53年生		平成19年12月14日	1万6,000円
9347	男		昭和55年生		平成19年12月14日	3万7,000円
9348	男		昭和55年生		平成19年12月14日	6,000円
9349	男		昭和55年生		平成19年12月14日	7,000円
9350	男		昭和53年生		平成19年12月14日	3万5,000円
9351	男		昭和57年生		平成19年12月14日	2万7,000円
9352	女		昭和56年生		平成19年12月14日	1万6,000円
9353	女		昭和57年生		平成19年12月14日	4万9,000円
9354	男		昭和55年生		平成19年12月14日	7,000円
9355	男		昭和37年生		平成19年12月14日	39万6,000円
9356	男		昭和57年生		平成19年12月14日	3,000円
9357	男		昭和59年生		平成19年12月14日	2,000円
9358	女		昭和55年生		平成19年12月14日	1,000円
9359	女		昭和58年生		平成19年12月14日	3,000円
9360	男		昭和59年生		平成19年12月14日	3,000円
9361	男		昭和50年生		平成19年12月14日	1,000円
9362	男		昭和57年生		平成19年12月14日	5,000円
9363	女		昭和60年生		平成19年12月14日	1,000円
9364	男		昭和57年生		平成19年12月14日	7,000円
9365	男		昭和58年生		平成19年12月14日	7,000円
9366	男		昭和58年生		平成19年12月14日	2,000円
9367	男		昭和52年生		平成19年12月14日	9,000円
9368	男		昭和57年生		平成19年12月14日	7,000円
9369	男		昭和58年生		平成19年12月14日	7,000円
9370	男		昭和47年生		平成19年12月14日	7,000円
9371	男		昭和39年生		平成19年12月14日	13万2,000円
9372	男		昭和51年生		平成19年12月14日	17万円
9373	男		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9374	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9375	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
9376	男		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9377	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9378	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9379	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円
9380	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9381	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円
9382	男		昭和58年生		平成19年12月14日	6万円
9383	女		昭和57年生		平成19年12月14日	6万円
9384	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9385	女		昭和59年生		平成19年12月14日	7万5,000円
9386	男		昭和58年生		平成19年12月14日	6万円
9387	女		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9388	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9389	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9390	女		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9391	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円
9392	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円
9393	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9394	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9395	男		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9396	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円
9397	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9398	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9399	女		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9400	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9401	男		昭和58年生		平成19年12月14日	6万円
9402	男		昭和54年生		平成19年12月14日	3万5,000円
9403	男		昭和56年生		平成19年12月14日	4万3,000円
9404	男		昭和53年生		平成19年12月14日	1万6,000円
9405	男		昭和51年生		平成19年12月14日	20万7,000円
9406	男		昭和55年生		平成19年12月14日	1,000円
9407	男		昭和54年生		平成19年12月14日	1,000円
9408	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9409	女		昭和61年生		平成19年12月14日	6万円
9410	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6万円
9411	女		昭和57年生		平成19年12月14日	2万7,000円
9412	男		昭和55年生		平成19年12月14日	5,000円
9413	男		昭和59年生		平成19年12月14日	7,000円
9414	男		昭和60年生		平成19年12月14日	6万円
9415	男		昭和51年生		平成19年12月14日	4万9,000円
9416	男		昭和59年生		平成19年12月14日	6,000円
9417	男		昭和52年生		平成19年12月14日	5,000円
9418	男		昭和51年生		平成19年12月14日	5,000円



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 55 年 2 月まで

会社を退職したので、親からの進言で、昭和 54 年 9 月末ごろ A 市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月又は数か月ごとかははっきりしないが、複数回、同市役所まで足を運び、自身の国民年金保険料を現金で納付した。

領収書を受領したと思うが今は無く、金額も定かではない。証言者もいないが、確かに自分自身で納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 54 年 9 月末ごろに A 市役所で国民年金の加入手続を行い、以後、国民年金保険料を複数回にわたり納付していたと申し立てているが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人は、昭和 63 年 4 月 21 日に、強制加入により初めて国民年金に加入していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号に係る被保険者記録の処理日から、昭和 63 年 4 月から同年 6 月ごろに、当時の住所地である B 市 C 区において払い出されたものと推認されるが、この場合、申立期間は未加入期間となる上、時効のため、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、昭和 54 年 9 月ごろに A 市において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により氏名検索を行うとともに、同市における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことを

うかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの期間又は同年 5 月から 2 年 3 月までの期間のうちの 24 か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの期間又は同年 5 月から 2 年 3 月までの期間のうちの 24 か月間

妻が、A 市役所で住所変更手続きをしてくれた際に、私の国民年金の加入手続きを同時に行い、その際に同市役所職員から「2 年以上、不払いがあります。」と言われたと聞いている。

妻は、そのうちの 2 年分支払えると聞いたので、さかのぼって申立期間のうち、2 年分の国民年金保険料を支払ってくれたと思うが、どの期間だったのか定かでない。妻によると、申立期間のうち、2 年分の保険料を市役所内の銀行又は B 銀行 C 支店でまとめて妻が現金で納付したことは記憶にあるが、金額及び領収証書等については覚えていない。

申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が A 市で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も、妻が同市役所内の銀行又は B 銀行 C 支店で過年度納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金加入時期をみると、平成 2 年 4 月 4 日に A 市で国民年金被保険者資格取得届を行っていることが同人に係る同市の国民年金被保険者名簿から確認でき、同時点において、申立人は、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を時効により制度上納付できない。また、同年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 5 月から 2 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与

しておらず、納付を担当したとするその妻からは、申立期間に係る保険料の納付時期、保険料額及び納付書・領収証書の入手方法等について、具体的な陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、平成3年2月に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、同年2月の国民年金保険料(8,400円)を同年5月29日に納付していたことから、社会保険事務所(当時)は、同年7月4日付けで還付決議を行い、重複納付された保険料の一部(8,000円)を元年4月に充当し、残る400円を申立人指定の銀行口座に送金する手続を行っていることが、オンライン記録から確認でき、申立人の妻は、少なくとも社会保険事務所から還付通知書を受け取った時点において、申立期間の保険料が未納であったことを認識していたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所は、申立人に係る還付処理後の平成3年10月8日に、元年5月から2年3月の国民年金保険料について催告を行っていることがオンライン記録から確認でき、申立期間の保険料を一括して過年度納付したとする陳述と符合しない。

このほか、申立人は、当時の領収証書、金融機関の預貯金通帳等の関連資料を所持しておらず、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から54年12月まで

私は、正確な時期は覚えていないが、学校に通っていたころ、突然、A市役所から自宅に現年度用の納付書の送付があったと思う。

私は、当時同居していた両親のいずれかが、自身の国民年金の加入手続きを行ってくれたことから、その納付書が送付されたと思っていた。

私は、申立期間当時、その納付書を使用して、国民年金保険料の納付を開始したと思う。

私は、申立期間の納付金額は、全く覚えていないが、毎月継続的に金融機関で納付していたと思う。

国の記録では、私が昭和55年に国民年金の加入手続きをしたことになっているが、この時期は、年金手帳の再発行された時期だと思っていた。

申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されているので、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月から学校を卒業した51年3月までの間に、A市で両親のいずれかが、国民年金の加入手続きを行い、同市から送付された申立期間に係る納付書により、毎月保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年1月にA市で払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、第3回特例納付の実施期間中であることから、申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月から54年3月までの国民年金保険料を特例納付又は過年度納付することが

可能であるが、同人は過去の未納保険料をさかのぼって納付した記憶はないと陳述している上、同人に係る特殊台帳にも、特例納付していたことを示す記録は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち昭和54年4月から同年12月までの国民年金保険料を現年度納付することが可能であるが、同人は国民年金加入当初の保険料の納付状況を記憶しておらず、同人に係るA市の収滞納一覧を見ると、当該期間の保険料は未納と記録されている上、同人に係る特殊台帳を見ると、昭和54年度納付記録欄に社会保険事務所(当時)が昭和55年に催告を行っていたことが確認できることから、当該期間の保険料を現年度納付していたことを推定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年11月までの期間、同年12月から55年3月までの期間、同年4月から58年8月までの期間及び同年9月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年11月まで  
② 昭和54年12月から55年3月まで  
③ 昭和55年4月から58年8月まで  
④ 昭和58年9月から59年3月まで

私は、昭和53年9月に会社を退職し、3か月の準備期間後、54年1月に兄と会社を設立し、63年7月から厚生年金保険に加入するまでの53年10月から63年6月までは国民年金に加入していた。

しかし、私は、自身の国民年金の加入手続を行った時期及び内容について覚えておらず、加入当初の国民年金保険料の納付についても、自身でどのように納付したのか具体的には記憶にないが、申立期間①は納付書を使って自分で保険料を納付し、結婚後の申立期間②は妻が夫婦の保険料を一緒に銀行で納付書を使って、納付してくれていたと思う。

申立期間③については、昭和55年4月から兄の国民年金保険料が納付済みになっているので、私が兄と二人分の保険料を会社の取引銀行で毎月月末に納付書を使って納付していたと思う。また、申立期間④は58年9月に経理担当の女性が入社後で、会社の支払いのため月末にA銀行に行く際に、兄及び私の保険料を、同銀行で納付書を使って納付してくれていたため、私と兄の保険料は、55年4月以降63年6月まで、一緒に納付してきたのに、私の分だけが未納記録で、納付できない。私の申立期間の納付記録を、もう一度調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、会社を退職後、B市で国民年金の加入手続を行い、昭和54年12月に結婚する直前まで自身で国民年金保険料を納付し、結婚後はその妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和59年9月25日にB市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、申立人の手帳記号番号後の任意加入者の資格取得日が同年8月20日であることから、同人は同年8月ごろに加入手続されたものと推定でき、申立内容と符合しない。

このことは、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人に係るB市の被保険者名簿に記載されている国民年金加入時の住所地が昭和55年6月から59年9月まで住んでいた住所地であることと符合する。

また、国民年金の加入手続時点において、申立人は、申立期間の国民年金保険料を時効により制度上納付することができない。

申立期間③について、申立人はその兄と二人分の国民年金保険料を毎月納付していたと申し立てている。

しかし、上述のとおり申立人の国民年金加入時期は昭和59年8月ごろであることが推定でき、この時点において、申立人は申立期間のうち、55年4月から57年6月までの国民年金保険料を時効により納付できず、同年7月から58年8月までの保険料については過年度納付が可能であるが、同人は、過去の未納保険料をまとめ払いした記憶がないと陳述している。

また、申立人が同時納付していたとする申立人の兄の国民年金加入時期をみると、国民年金手帳記号番号はB市で昭和56年6月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から確認でき、さらに、55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料を、57年3月に一括納付していることが、兄に係る特殊台帳から確認でき、申立内容と符合しない。

申立期間④について、申立人は会社の経理担当者が、申立人及びその兄の国民年金保険料を二人が自宅から持参した納付書を使って毎月金融機関で保険料を納付していたと申し立てている。しかし、申立人の加入時期から考えると、同期間は過年度納付しかできない期間で毎月二人の保険料を同時に現年度納付したとは考え難いほか、経理担当者は二人の保険料のほかに住民税及び国民健康保険料を納付していたため、兄弟それぞれの納付状況を記憶しておらず、当時の具体的な納付状況を確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事を示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間①、②、③及び④は66か月と長期間であり、これだけの



長期間連続して納付記録が欠落するとは考え難い。

また、別の国民年金手帳記号番号による申立期間の納付の可能性を確認するため、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで

昭和51年12月ごろ、私の夫がA市役所で国民年金に加入してくれた。61年4月の制度変更で第3号被保険者になるまで、夫がB銀行の出張所又はC銀行D支店で国民年金保険料を毎月納付した。

国民年金の加入手続をしてから昭和61年4月の制度変更時まで、継続して加入しており、夫も私も途中の58年2月19日に国民年金の資格喪失届出をしていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で毎月納付しており、昭和58年2月19日に国民年金の資格喪失の届出などしていないと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、「国民年金の記録(1)」の資格喪失欄には、被保険者でなくなった日が昭和58年2月19日と記載されていることが確認できることから、この国民年金の被保険者資格喪失に係る届出は、申立人又はその夫が、E市役所に申立人の当該国民年金手帳を持参して行ったものと推測される。

また、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、申立人の特殊台帳から、昭和51年12月24日に国民年金に任意加入し、58年2月19日に任意加入資格を喪失していることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」の資格喪失欄の記録と合致している。この場合、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、E市の国民年金の加入者に関する昭和61年3月5日付けの「氏名順マスター登録一覧表」を見ると、申立人は、58年2月19日に任意加入資格の喪失となっている上、同市は、職権で国民年金の任意加入資格を喪失させることはないと説明している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年8月までの期間、4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から同年8月まで  
② 平成4年2月及び同年3月

両親から国民年金の加入の勧めがあり、平成元年3月に、母がA市役所のB支所で加入手続をした。

国民年金保険料は、母が私と姉の分を一緒に支所で納付書により納付していた。

申立期間①は、専門学校を卒業したばかりで当初は無職であったが、ほどなく就職が決まった。3か月ほどの試用期間があったが、その会社で厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付しておくように言われて納付した。

申立期間②は、勤務していた会社を平成4年2月に退職した後、次の会社に就職が決まったので、会社の総務課に年金のことを確認すると厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付しておくように言われ、B支所で納付した。

申立期間と同時期の姉の国民年金保険料は納付済みであり、母が姉の分と一緒に私の保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が平成元年3月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の姉の分と一緒にB支所で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、オンライン記録の基本情報画面に国民年金手帳記号番号の記載が無いことが確認できることから、申

立人が国民年金の加入手続を行ったのは基礎年金番号が導入された平成9年以降であることが分かり、平成元年3月に国民年金に加入したとする申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録の資格変更履歴から、平成元年9月21日に資格を喪失、4年2月1日に資格を取得、同年4月1日に資格を喪失、11年4月1日に資格を取得という国民年金の被保険者資格の得喪記録が同年5月13日に追加されていることが確認できることから、それ以前は、申立期間①及び②は国民年金の被保険者期間と把握されておらず、当該期間は、国民年金の未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできない上、同年5月の記録追加の時点においては、当該期間の保険料は時効により制度上納付することはできない。

さらに、国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、姉弟についても加入手続を行い、二人分一緒にA市役所の支所で保険料を納付書により納付したと陳述しているが、申立人の姉の国民年金の加入手続時期をみると、前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の記録から、平成元年4月及び同年5月ごろに加入手続を行ったものと推定され、また、保険料は、昭和62年までさかのぼって納付したことがうかがえることから、姉について62年に加入手続を行ったとする申立人の母親の陳述と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年9月まで

私が22歳になった昭和60年に、申立期間の国民年金保険料の納付書が送られてきた。保険料額は20万円前後のまとまった金額だったが、納付書が命令書のような形式で、行政機関による強制納付のように感じたため、銀行で預金を引き出して未納分の保険料を一括して納付し、その後は毎月末に保険料を納付した。その何年か後に、年金手帳が送られてきた。

年金問題が生じるまで気付かずにいたが、国民年金手帳の国民年金加入年月日が昭和60年4月になっており、本来なら国民年金保険料をさかのぼって納付した58年4月になるはずである上、大学を卒業したのは61年3月であるので、A市の被保険者名簿に記載された「学卒」「62.8.14」の記録は間違っており、信用できない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年に国民年金保険料の納付書が送られてきて、申立期間の保険料を一括して納付し、その後の保険料は毎月納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、A市の国民年金被保険者名簿には、資格取得の原因等の欄に「学卒」「62.8.14」と記載されており、また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和62年7月1日以降であると推定されることから、A市の上記被保険者名簿の記載に不自然さはなく、申立人が61年3月に大学を卒業し、その後、62年8月14日に国民年金への加入手続を行ったものであると考えられる。この場合、加入手続時点において、申立期間のうち、58年4月か

ら 60 年 6 月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、A 市の国民年金被保険者名簿から、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料を 62 年 12 月 28 日に過年度納付していることが確認でき、この時点において、納付可能であった期間の保険料を過年度納付したことがうかがえる上、61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料についても 63 年 8 月 8 日に過年度納付していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を一括して納付した後の保険料は毎月納付したとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、資格取得日は昭和 60 年 4 月 1 日となっており、また、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿から、それ以前の国民年金の加入記録が無いことが確認できる。

加えて、申立人が提出した大学の卒業証明書から、申立人は 1986(昭和 61)年 3 月 20 日に大学を卒業したことが確認できるため、申立人の学生期間は、本来、国民年金の任意加入期間となるが、申立人は 62 年 8 月 24 日に国民年金の加入手続を行った際に、60 年 4 月に強制で被保険者資格を取得しており、資格取得日について齟齬が生じていることが分かる。しかしながら、この齟齬からは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがうことはできない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年12月まで

私は、昭和49年4月ごろに知人に勧められ、A市役所で加入手続を同人にしてもらったと思う。申立期間の国民年金保険料は、自宅を訪ねてくる集金人に父又は私が毎月支払っていたのではないかと思う。学生のころは、国民年金の保険料を支払っていなかったが、申立期間は毎月支払っていた記憶があるため、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月15日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推定でき、申立内容と符合しない上、この時点では、申立期間のうち52年12月以前の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、A市の被保険者台帳によると、申立人に対して昭和53年1月から54年3月までの納付書が55年12月に発行されていることが確認できるところ、54年1月から同年3月までの国民年金保険料は納付済みと記録されているが、53年1月から同年12月までの保険料は未納と記録され、オンライン記録と一致している上、申立人も当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶がないと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、父又は自身が納付したと主張するのみで、父は既に死亡しており、申立人は記憶が曖昧であるため、具体的な納付状況については不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要となるところ、オンライン記録において、別の読み方による各



種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人には、上述の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が昭和45年11月24日に職権で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、この手帳記号番号については、i) A市の被保険者台帳には、「拒否47.4.1」及び「住所不明51.4.1」の押印が確認できるところ、同市では「拒否は、昭和47年4月1日以降、国民年金保険料の納付を拒否されたことを意味し、現年度保険料の納付書は発行されていないと思われる。また、住所不明は、昭和51年4月1日に住所不明が判明したことを意味し、不在者として社会保険事務所（当時）に進達していれば、過年度保険料の納付書も発行されないため、納付する機会はないはずである。」と回答していること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の手帳記号番号が昭和48年度中に照合されたことを示す「48照」の押印が確認できるものの、それ以降に照合された事跡はなく、保管区分欄に「不在」及び「資格取消」の押印が確認できるところ、日本年金機構B事務センターでは、「申立人は、A市の台帳に記載された昭和51年4月1日に不在決定され、これ以降、保険料の納付書を発行することはないまま、時期は不明であるが資格を取消していると考えられる。」と回答していることから、45年11月24日に払い出された手帳記号番号により、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から同年 12 月までの期間及び平成 5 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月から同年 12 月まで  
② 平成 5 年 10 月から同年 12 月まで

私は、A社を退職した昭和 62 年 8 月ごろ、C市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、私が毎月納付書に現金を添えてC市役所、金融機関及び郵便局のいずれかで国民年金保険料を納付した（申立期間①）。

B社を退職した平成 5 年 10 月ごろにも、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した（申立期間②）。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 5 月 21 日ごろに払い出されていることが申立人の前後の第 3 号被保険者の払出し状況から推定され、申立人は、同年 4 月 1 日に国民年金第 1 号被保険者資格を取得し、3 年 5 月 8 日に同資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は、いずれも未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、C市が保管する収滞納一覧表によると、申立人は平成元年 4 月から 3 年 4 月までの国民年金保険料を納付していることは確認できるものの、申立期間の保険料を納付していることは確認できず、同一覧表において確認できる納付記録と、オンライン記録が一致していることから、これらの記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手

帳記号番号が必要となる場所、オンライン記録において、別の読み方による各種の氏名検索及び漢字検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成3年3月まで

私は、婚姻後、当時住んでいたA市の市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料の納付については、納付場所、納付方法等の記憶はないが、平成5年6月及び同年7月の保険料の納付の際に、担当者からこれで一切の未納保険料はないと説明されたことを記憶しており、国民年金に加入以降の保険料はすべて納付済みと認識していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も自身で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人のA市に係る被保険者名簿を見ると、平成3年10月25日に国民年金の加入手続が行われ、同月から国民年金保険料を納付する旨の記載が確認でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金の加入時点において、申立期間のうち平成元年9月以前の国民年金保険料は、時効により、制度上納付することはできず、過年度納付が可能であった同年10月から3年3月までの保険料については、当該期間に係る納付書が発行された事跡は見当たらない上、申立人は、過年度納付を行ったか否かは全く覚えていないと陳述している。

さらに、申立人は、平成5年6月及び同年7月の国民年金保険料の納付の際、A市の担当者からこれで一切の未納保険料は無いと説明されたと陳述しているところ、当該保険料は、6年2月9日に納付していることが申立人の保管する領収書により確認でき、この時点において、制度上時効にかからず納付可能な未納保険料はない。

加えて、申立人の申立てどおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認したほか、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から11年1月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年8月から11年1月まで  
② 平成11年10月

私は、平成13年12月ごろ、それまで未納となっていた申立期間の国民年金保険料を、臨時収入が入ったことにより一括で納付した。

納付した場所及び国民年金保険料額は覚えていないが、臨時収入の大半を使って自身で納付したことは間違いないので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は、平成10年1月10日に厚生年金保険の資格取得により国民年金の第1号被保険者資格を喪失した後、18年7月13日に第3号被保険者資格を取得するまでの期間は、第1号被保険者資格を取得していないことが確認できることから、申立期間は国民年金保険料の納付ができない未加入期間であり、申立期間①及び②に係る納付書の発行は行われなかったものと推認できる上、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶はないと陳述している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと申し立てているところ、申立人が一括で納付したとする平成13年12月時点において、申立期間①及び②の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、当該期間中に国民年金の加入手続が行われ、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンラインによる各種氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、このころ既に収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られており、納付記録が欠落する可能性は極めて低い。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年6月までの期間、12年5月及び同年6月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年6月まで  
② 平成12年5月及び同年6月

私の学生時代である申立期間①の国民年金の免除は、父親が免除申請手続を行った。申立期間②の免除は、会社が倒産した後、私が、A市役所で夫婦二人分の免除申請手続を行った。

しかし、国民年金の記録がいずれの期間も免除ではなく未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入時期を調査すると、A市の国民年金に係る記録から平成12年11月9日に適用漏れによる被保険者資格の新規取得の受付を行っていること、及びオンライン記録から管轄社会保険事務所（当時）が同年11月21日に最終の加入勧奨状を送付していることが確認できることから、申立人は、同年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推定され、加入手続時点において、申立期間①及び②は未加入期間となり、免除申請は制度上さかのぼって行うことができず、申立人は免除承認を受けることができなかつたものと考えられる。

また、申立期間①について、申立人は、免除申請手続に直接関与しておらず、免除申請手続を行ったとする申立人の父親からも陳述が得られないため、免除申請手続に係る具体的な状況は不明である。

さらに、申立期間②について、申立人は、A市役所で夫婦二人分の免除申請手続を同時に行つたと陳述しているが、免除申請手続に係る具体的な状況は不明である上、A市の国民年金に係る記録によると、申立人の妻も当該期間は未納と記録されており、申請免除の記録は見当たらない。



加えて、申立人及びその父親が免除申請を行うには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていることを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から6年3月まで

私が学生であった平成2年4月ごろ、当時A市に住んでいた私に代わって、父がB市役所へ行き私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の納付をしていた。

父が、平成2年4月から納付したと言っているのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得履歴は確認できず、申立期間は国民年金未加入期間となっていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人も、申立期間直後の平成6年4月1日に厚生年金保険に加入した時に交付された年金手帳以外には、年金手帳をもらったことがないと陳述している。

さらに、申立人は、父親が平成2年4月ごろにB市で国民年金の加入手続を行ったとしているが、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間を含む同年3月から6年5月までA市内に住民登録をしており、また、B市役所では、申立期間当時、住民登録のない者に対する国民年金の加入手続を行うことはなかったとしており、申立内容と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接

関与しておらず、また、これらを担っていた父親から陳述を得ることはできず、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

申立期間当時、私は専門学校に入学したばかりで収入も無く、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。インターンが終わり国家試験に合格し、23歳になったときに、両親から、これからは自分で保険料を納付するようと言われたことを覚えている。

私の国民年金保険料を両親が納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A市の実家の両親が納付してくれていたはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻届が提出された昭和46年6月に夫婦連番で、B市C区において払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、すべて死亡した両親が納付したとしており、納付時期、納付場所及び納付方法等について把握しておらず、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

また、オンライン記録を見ると、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付を担っていたとされる申立人の両親の年金加入記録は見当たらず、申立期間のうち、申立人が結婚後の昭和46年6月から47年3月までの元妻の国民年金保険料も未納となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立人及びその両親の当時の住所地であるB市C区及びA市における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は36か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる家計簿等の関連資料も保存しておらず、申立期間における保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から54年3月までの期間及び56年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月から54年3月まで  
② 昭和56年2月

申立期間①について、昭和53年8月に会社を退職した1か月後に、A市役所において国民年金への切替手続を行った際、同市役所出納窓口でいくらかの国民年金保険料を納付し、その後、55年6月に再就職するまで、保険料を納付した。

また、昭和58年9月に再婚した後、夫婦で年金について話し合い、時期は記憶していないが、B市C区役所に出向いた。C区役所の担当者から、「今なら過去の未納期間の保険料を納付することができる。」と勧められ、同日、銀行で10万円程度の預金を引き出し、私と夫の未納分の国民年金保険料を同区役所担当者に渡し、その際、担当者から、私には未納期間は無くなったとの説明を受けた記憶があるので、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和53年9月ごろにA市役所において、国民年金への切替手続を行い、同日に市役所で申立期間①の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、A市の被保険者名簿の検認記録欄を見ると、申立期間①は未納とされており、申立期間①直後の昭和54年4月から55年5月までの期間の国民年金保険料については、54年12月7日以降に納付が開始されていることから、この時点において、申立期間①の保険料は過年度保険料となり、通常、現年度保険料しか取り扱わない市役所の窓口で納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①について、過年度納付をしたことはないと陳述

している。

さらに、申立人は、昭和 58 年 9 月に再婚した後、B 市 C 区役所において、夫の未納期間の国民年金保険料とともに、自身の申立期間②を含む過去の未納保険料も一緒に納付し、同区役所担当者に対し、ほかに未納期間が無いことを確認したとも申し立てしているところ、同年 9 月ごろの時点において、申立期間①は、既に時効の成立により保険料を納付することができない期間となっている上、当該時点において、特例納付制度は実施されておらず、申立期間①の保険料を特例納付することもできない。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和 56 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に、国民年金への切替手続を行った記憶はないと陳述している上、申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳を見ると、申立期間②の前後において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得及び喪失した事跡は確認できるものの、申立期間②について、国民年金被保険者資格を取得した事跡は確認できず、当該期間は国民年金の未加入期間となっていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、オンライン記録により、旧姓を含む各種の氏名検索を行ったほか、申立人の当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

私は、学生が強制加入になった平成 3 年 4 月に、母が A 市 B 区 C 支所で国民年金の加入手続を行ったが、それ以前の学生であった昭和 63 年 6 月に、国民年金加入のお知らせが届いたので、母が同支所へ行って国民年金の任意加入手続をした。

申立期間の国民年金保険料については、母が A 市 B 区 C 支所の窓口で半年分又は 1 年分を納付していた。納付書は平成 3 年度以降の様式とは違うものであった。

母が昭和 63 年 6 月から納付したと言っているのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった昭和 63 年 6 月ごろに、申立人の母親が、A 市 B 区で国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したが、その後の平成 3 年 4 月にも国民年金の強制加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は平成 3 年 4 月 1 日に強制加入被保険者として取得されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の記録から、同年 4 月ごろに払い出されたものと推認される。

一方、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地である A 市における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、A 市では、国民年金に加入手続の際、加入予定者が 20 歳以上



であった場合には、過去の加入履歴を確認していたことから、重複加入することは考えられないと回答している。

以上のことから、申立人が平成3年4月ごろに国民年金手帳記号番号の払出しを受けた時点において、申立期間は任意未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、国民年金について「初めて被保険者となった日 平成3年4月1日」と記載されている上、A市が保管している申立人の国民年金収滞納リストを見ると、申立期間のうち、平成2年3月以前については記録が無いため確認できないものの、同年4月から3年3月までの期間については「未資格期間」とされている。

さらに、申立人は、昭和63年6月に、A市から国民年金加入のお知らせが届いたと申し立てしているところ、同市では、学生に対する国民年金加入勸奨状の送付は、制度改正により学生が強制加入となった後の平成4年度から行っていたと回答している。一方、申立人は、その母親が同市で申立期間の国民年金保険料として半年分又は1年分の保険料を納付したときの納付書は、3年度以降に入手した冊子になった納付書とは様式が違っていたと申し立てているが、同市では、同年度に使用していた冊子になった納付書については、昭和57年度から使用しており、当時から半年分及び1年分の保険料をまとめて納付するときも使用していたと回答しており、それぞれ申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、また保険料の納付を担っていたとする申立人の母親から、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月

私は、昭和60年4月にA社を退職した際、国民年金及び健康保険の切替えに関しては役所から連絡がないことを知っていたので、62年8月31日付けでB社を退職後すぐに、C市D区役所で国民年金への切替手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を自分で納付したはずなので、未納とされていることは納得できない。

納付書(領収書)は紛失しているが、母が国民年金の手続をするよう言っていたので証言してくれるかもしれない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、昭和62年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月1日に共済組合の加入者資格を取得しているが、申立期間において、国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間以外の時期に行った被用者年金被保険者資格の喪失に伴う国民年金への切替手続きについては具体的に陳述しているものの、申立期間における当該切替手続きについては記憶が明確でなく、申立人の母親は、「仕事を辞めたら加入手続きをするようにと娘には言っていたが、娘が申立期間の手続をしたかどうかは分からない。」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付についても、自身で納付したと申し立てているものの、その納付時期、納付場所及び納付方法等について覚えておらず、申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取るうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地であるC市D区における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる家計簿等の関連資料も保存しておらず、申立期間における保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月

ねんきん特別便を確認したところ、私がか会社を退職し、A社の臨時社員であった昭和63年3月の国民年金が未加入とされていた。

昭和63年5月又は同年6月ごろ、社会保険事務所(当時)から私あてに国民年金保険料の納付書が届いたため、私は、B社会保険事務所(当時)の窓口において、7,000円程度の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、昭和63年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年4月1日にC共済組合の組合員資格を取得しているが、申立期間において、国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳を見ても、申立人が国民年金に加入した記録は無い上、申立人は、会社を退職した後、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶はないと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B社会保険事務所から昭和63年5月又は同年6月ごろに納付書が届いたと申し立てているが、日本年金機構では、当時、国民年金への切替手続を行っていない者に納付書を発行することはなかったと回答している。

一方、申立人は、「納付書は1枚の横長の紙で、B社会保険事務所では保険料(7,000円)を支払った際、その一片を切り取り領収証としてもらった。」と

陳述しているが、当時、社会保険事務所から送付される過年度納付書は、3枚複写となっており、申立人が納付したと説明する時期の制度状況と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から平成元年4月まで

私は、昭和59年1月に勤務していた事業所を退職し、すぐにA市役所において社会保険の切替手続きをとった。

国民年金保険料額について記憶はないが、毎月、銀行から引き落とされていたことに間違いはない。

昭和59年1月に、国民健康保険だけではなく、国民年金の手続も必ず行い、申立期間についても国民年金保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る国民年金の加入手続きが平成3年11月30日に同市において受け付けられた旨の記載が確認できることから、このころに加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は国民年金保険料の納付について、加入当初からB銀行の口座振替により保険料を納付しており、口座振替の手続については1回しか行っていないと主張しているが、同行によると、振替に使用していた銀行口座は、申立期間の始期以降の昭和59年11月に開設されており、また、同行が保管する普通預金・納税準備金・従業員預かり金元帳によると、申立期間を通じ、国民年金保険料の口座振替は確認できない上、申立人の口座振替については、平成4年9月に開始されていることが確認でき、A市の国民年金被保険者名簿の記録内容と一致している。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る納付記録は確認できず、オンライン記録の内容と一致している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により婚姻時の姓を含む各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から49年1月まで

私は、24歳まで両親と同居しており、給料は袋ごと母親に渡していた。当時の大卒初任給が3万9,000円ほどで、私は19歳当時の初任給として3万6,000円もらっていた。申立期間について、両親の記録は納付済みとなっているので、当然、母親は私が渡した給料から国民年金保険料を納めてくれていたはずであり、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、資格得喪の欄にゴム印で「56.1.13」と押されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年1月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人についての国民年金加入手続は、この時期に行われたものと推認され、申立人が昭和46年6月に加入手続が取られたはずであるとする申立内容とは一致しない。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上国民年金保険料を納付することができない上、仮に当該加入手続時点において遡及<sup>そきゅう</sup>して資格を取得したとしても、申立期間は時効により、保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したところ、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が、いったん昭和46年7月ごろに払い出されたことが確認できるものの、同払出簿には「取消、別保管」と記載されていることが確認できる上、オンライン記録により当該手帳記号番号を検索すると、納付記録がないまま取消処理されていることから、双



方の記録は整合しており、当該手帳記号番号を用いて保険料の納付がなされたとは考え難い。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、納付の状況は不明であるほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)はなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月

私は、平成14年3月末で勤めを辞めた後、同年4月21日から海外留学するため、同年4月の出国前に、市役所で各種手続を行った。その際、市の窓口において、「国民年金については、留学中は保険料を支払わなくても、パスポートを保存しておけば、後で資格期間に認められる。」という説明を受けたことを覚えている。

国民年金の加入手続についての具体的な記憶は定かではないが、私の母親によると、私が出国した後に、母親が市役所に年金手帳を持って行って加入手続を行い、母親自身、詳しく記憶しているわけではないが、後日送られてきた納付書か何かで、申立期間に係る国民年金保険料を納付したのではないか、ということである。

母親も、市の窓口において、「平成14年4月分（申立期間）については、保険料を納付しなければいけない。」ということと、「平成14年5月以降の海外留学中の国民年金保険料は、任意である。」という説明を受けたということに加え、その際、現在所持する年金手帳に、申立期間の資格の取得及び喪失に係る記録が記入されたということから、そのような案内を受けたのであれば、母親の性格上、きっちりと加入手続し、保険料を納付していると思う。

ところが、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていないことになっており、納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格の記録について、オンライン記録を見ると、申立期間は、平成14年6月24日の時点では、社会保険事務所（当時）におい

て、第1号・第3号被保険者取得勸奨対象者として認識されていることが確認できる上、その後、16年2月24日に社会保険事務所で作成された国民年金の未適用者一覧表においても、申立人は未加入者として認識されていることが確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

なお、日本年金機構A事務センターによると、平成14年4月以降の期間に係る国民年金保険料納付書は、社会保険事務所からしか交付することはできず、未加入期間に係る納付書を作成することは、システム上できないことから、通常の事務の流れの中では、被保険者の手元に納付書が郵送されることはないとしていることに加え、オンライン記録上、申立期間に係る資格記録について訂正が行われた事跡は確認できなかった。

また、申立人の母親は、平成14年4月ごろ、申立人が出国した後にB市の窓口を訪れ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金の資格取得手続と、海外留学に伴う同資格喪失手続を行い、その際、市窓口で、申立人の所持する年金手帳に当該取得及び喪失記録が記入されたとしているが、市によると、住民票の異動を伴わないまま海外留学した場合、強制加入被保険者からの除外手続を行う際には、必ずパスポート等の出入国記録が確認できる書類が必要であったとしており、少なくとも、確認書類が無い状態で申立期間に係る資格喪失届の受理がなされたとは考え難く、申立内容とは相違する。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録の過誤は考え難い。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、納付をめぐる記憶が曖昧である上、<sup>あいまい</sup>同人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成18年6月から同年12月までの期間、20年1月及び21年6月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年6月から同年12月まで  
② 平成20年1月  
③ 平成21年6月

申立期間①について、私は、平成18年6月に会社を退職したが、友人が会社を退職したとき、国民年金保険料の免除が承認されたことを聞いたので、同年の年末又は翌年の年明けに社会保険事務所（当時）へ行き、免除申請したところ、何の説明も無く申請を断られた。当時私は、その理由について、友人は会社都合による退職であったため免除が承認され、私の場合、自己都合による退職であったために申請できないのだなと思っていた。したがって、20年1月も自己都合により会社を退職したので、申立期間②については、免除申請手続には行かなかった。

しかし、平成21年6月の退職理由はリストラであり、ハローワークへ雇用保険の手続に行ったとき、会社都合による退職にしてくれたので、これで国民年金保険料の免除申請手続ができると思い、同年7月ごろに社会保険事務所へ行った。その時、私が窓口で、会社都合で退職したことを告げると、担当者から、「ハア」と言われて初めて、退職理由は、雇用保険の受給に影響するのであり、国民年金保険料の免除とは無関係であることを知った。そこで、申立期間③の同年6月の保険料については免除できないと言われたが、同年7月から翌年6月までの免除申請を受け付けてもらい承認された。

最初に私が免除申請したときに、社会保険事務所の担当者が理由を説明せずに断ったことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成18年6月の年末又は翌年の年明けに社会保

険事務所へ国民年金保険料の免除申請手続に行ったところ、何の説明もなく申請を断られたと申し立てていることから、その理由及び社会保険事務所担当者の対応はともかく、当時、申立人が申立期間①について免除申請しなかったことを認めており、申立期間②については、免除申請手続に行かなかったと申し立てている上、申立人のオンライン記録によっても、申立人が申立期間①及び②について免除申請したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人のオンライン記録を見ると、平成21年8月24日に初めて免除申請を行い、申立期間③直後の同年7月から翌年の22年6月までの期間が国民年金保険料の免除期間として承認されていることが確認できることから、申立期間③は、申請日において、制度上、免除申請することができない期間であるとともに、この点について申立人も認識していたことは、その申立内容からも明らかである。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から7年2月まで

平成5年5月ごろ、母が兄の国民年金保険料を納付していたこともあり、私の国民年金の加入手続も母が行ってくれていたと思う。

兄も弟もそれぞれ資格取得時から国民年金保険料が納付されているのに、私だけ平成5年5月からの納付記録が無いことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人の公的年金記録は、平成7年3月以降における厚生年金保険の被保険者期間を有するのみであり、国民年金被保険者期間の記録が見当たらないことから、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその兄弟に係る国民年金の加入手続を行い、それぞれの国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、夫(申立人の父親)が存命中であれば当時の事情を覚えていると思うが、既に亡くなっているため、当時の具体的な状況については分からないと陳述している上、母親が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から48年3月まで

私の実父は謹厳実直な性格で、私が成人を迎える昭和45年に「年金を納めるのは成人になった国民の義務だ。しかし、お前は大学生であるので、就職し収入が得られるまで、お前の年金は代わって納付する。」との話があり、その後も度々同様の話を聞かされていた。

したがって、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、当時同居していた実父又は兄が行ってくれていたと思う。

申立期間に納付記録が無いことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人の公的年金記録は、昭和48年4月以降における厚生年金保険の被保険者期間を有するのみであり、国民年金被保険者期間の記録が見当たらないほか、申立人は、申立期間当時は大学生であったとしていることから、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、当時申立人と同居していたとする申立人の実父又は申立人の兄が、申立内容のとおり、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めて各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関

与していない上、これらを行ってくれていたとする申立人の実父又は申立人の兄も既に亡くなっていることから、当時の納付状況等は不明であるほか、申立期間は2年以上に及び、この間、行政側が毎回繰り返して事務処理を誤ることは考え難い。

加えて、申立人の実父又は申立人の兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から5年12月までの期間及び8年4月から9年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月から5年12月まで  
② 平成8年4月から9年10月まで

国民年金の加入手続を自分自身で行った記憶はないが、平成2年5月から国民年金の納付書の束が送付されてくるようになった。

申立期間の国民年金保険料について、納付せずに放置していたところ、母が見兼ねて私の納付書の束を持って郵便局及び区役所へ行き、何回もまとめて納付してくれていた。

また、通常の納付書の束とは別に、何回か未納保険料に係る納付書が送付されてきたこともあったので、母がその納付書を使用して、過去にさかのぼってまとめて納付してくれたこともあったと思う。

いずれも、母は、1回当たり10万円以上の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料は、母が納付してくれたはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の基礎年金番号は、平成10年9月16日に付番されており、このことから判断すると、この当時に国民年金の加入手続を行い、2年5月3日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと考えられ、この基礎年金番号の付番時点においては、申立期間①及び②のうち、8年4月から同年7月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間②のうち、平成8年8月から9年10月までの国民年金保険

料については、加入時点において過年度納付することは可能であるものの、申立人は、母親が郵便局及び区役所で1回当たり10万円以上の保険料を何回もまとめて納付してくれたと主張するのみで、納付時期及び納付回数等過年度納付に関する記憶は明確ではない。

さらに、オンライン記録を見ると、平成11年11月9日付けで納付書が作成されたことが記録されている一方、申立人は、同日付け発行の納付書により、同年12月27日に、申立期間②直後の9年11月から10年2月までの国民年金保険料を一括して過年度納付したことが所持する領収証書により確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の母親は、平成11年12月27日に、9年11月から10年2月までの4か月間の保険料を一括して過年度納付したものの、それ以前の期間については、時効により納付できなかったものとするのが相当である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を担っていたとする申立人の母親の記憶も明確ではなく、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から55年12月までの期間及び58年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年8月から55年12月まで  
② 昭和58年4月から同年7月まで

何度も転職をしているが、親から会社を退職したら国民年金に加入するよう厳しく言われていたため、退職の都度、間もない時期に区役所へ出向き、自分で国民年金の加入手続を行ったと思う。

加入手続後は、自宅に納付書が送付されてきたので、その納付書を使用して、郵便局及び区役所で定期的に国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳等を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和58年9月25日を国民年金被保険者資格の取得日として、59年4月10日に払い出されており、申立期間は国民年金未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、申立人の国民年金被保険者資格の取得日については、厚生年金保険被保険者資格期間が見つかったことにより、平成21年7月14日付けで昭和58年12月1日に訂正されるとともに、同年9月から同年11月までの国民年金保険料が還付されている。

また、申立人が所持する年金手帳記載の国民年金被保険者資格の取得日も昭和58年9月25日となっており、特殊台帳の記録と符合している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行った

が、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年11月まで

失業中の平成7年夏ごろ、国民年金保険料の納付書が自宅に届いたので、自身でA市B区役所へ出向き、失業中なので保険料を納付できないことを伝えた。しかし、保険料を納付してもらわないといけなと言われて、担当者と押し問答の末、免除申請手続きを行ったような気がする。

その後、1か月又は2か月ぐらいいしてから、当時の知事名で、国民年金保険料を納付してもらわないと困る旨の文書が封書で届き、それを持ってもう一度B区役所で話し合い、納付できないものの保険料を納付することにした。

申立期間の国民年金保険料は、1回又は2回かは覚えていないが、納付書により金融機関で納付したことは覚えている。

申立期間が未加入とされており、納付事実がないことは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められないことから、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、また、申立人自身も国民年金の加入手続きを行ったことはないと陳述している。

また、仮に、申立人が、国民年金への加入手続きを行った上、免除申請を行ったとしても、それに対する免除承認及び却下の通知は、管轄社会保険事務所(当時)から行われるのが通例であり、陳述内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の元妻からも、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について陳述を得ることはできず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで  
平成3年4月ごろ、一人暮らしを始めたが、収入が安定していなかったの  
で、自分では国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付はしていなかつ  
た。

23歳の時に実家に戻り、母から「国民年金の加入手続をして、未納であ  
った国民年金保険料は弟の保険料と一緒にまとめて納付しておいた。」と年  
金手帳を渡された記憶がある。

申立期間が未納と記録されているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記  
号番号から、A市において、平成6年12月に申立人の弟と連番で払い出され  
たものと推認され、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、  
3年4月から4年10月までの国民年金保険料は、制度上、納付することがで  
きず、また、申立期間の保険料の納付を担っていたとする申立人の母親は、保  
険料を市役所窓口で一括納付したと陳述しているものの、申立期間の保険料は  
過年度保険料となることから、通常、区役所窓口で納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料について、母親と一緒に納付したとする申  
立人の弟のオンライン記録を見ても、20歳以降、申立期間と重なる平成5年  
9月から6年3月までの保険料は未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、弟の保険料と一緒  
にまとめて納付したと母親から聞いたと申し立てしているところ、A市保存の保  
険料収滞納一覧表を見ると、申立人の申立期間直後の平成6年4月から7年1  
月までの期間及び弟の6年9月から7年1月までの期間の保険料について、同

年2月8日付けで一括納付していることが確認でき、当該期間の保険料納付と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親の記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>であるため、申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から同年8月まで

国民年金への切替手続についての記憶は余りないが、平成7年6月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、自分で郵便局へ行き、納付したと思う。

納付した金額はよく覚えていないが、納付書により、申立期間分を一括で納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が、納付済みではなく、未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められず、申立期間は国民年金未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書で納付したとするものの、国民年金への切替手続等に係る記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である上、郵便局で国民年金への切替手続をした可能性も有るとしているが、通常、郵便局で切替手続をすることはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 5155

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から63年3月まで  
国民年金の加入については、母にすべて任せていたのではっきりとは分からないが、昭和59年12月ごろ、母が、A市B区役所で加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、母が納付してくれており、保険料の納付方法は、母もはっきりとは覚えていないが、集金人に納付し、年金手帳に検認印を押してもらっていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できず、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に来た集金人に保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたとしているものの、申立期間当時のA市における保険料収納方法は、納付書による自主納付方式が通例であり、当時の制度状況と符合しない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、また、保険料の納付を担っていたとする申立人の母親から、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和38年8月30日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計5ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した46人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め31人見られ、そのうち26人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、同一支給決定日の受給者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から2年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社には、起業した昭和63年6月ごろからアルバイトとして勤務していたが、平成元年4月には正職員となったので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立期間のうち、平成元年6月1日から2年2月20日までの期間について、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、A社の現在の事業主は、「申立期間当時のことは分からないが、現在、当社は厚生年金保険に加入しておらず、従業員から保険料を控除していない。」と陳述している上、申立期間当時の同社の事業主は照会するも回答が得られず、同僚の連絡先も不明であることから、これらの者から申立期間における申立人の保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、A社の次に勤務したB社で勤務するにあたり、A社で受け取った厚生年金保険被保険者証を提出した覚えがあると陳述しているものの、オンライン記録によると、B社における申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、新規に取得した記号番号であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 20 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間当時の給与明細書及び市・県民税証明書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

今回、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書及びB市発行の申立人に係る市・県民税証明書を見ると、その保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額と一致するか、又は同記録より低額であることが確認できることから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月18日から59年6月20日まで  
② 昭和59年10月1日から61年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社において、昭和54年10月18日にB職として入社してから、59年5月18日に取締役就任し、平成2年5月25日に取締役を退任するまで勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるC社の元事業主の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同日の昭和59年6月20日であり、その後、申立人が同社で資格を喪失した日と同日の同年10月1日には適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人の夫でA社の元事業主は、「申立期間当時、A社の従業員はアルバイトを含めて3人だった。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者は申立人と当該元事業主の二人のみであることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていなかったと考えられる。

さらに、前述のA社の元事業主は、「A社を昭和54年6月13日に設立した際、管轄の社会保険事務所に対し、私と申立人に係る厚生年金保険の資格を取得に関する手続を行った。」と陳述しているものの、オンライン記録によると、

当該A社の元事業主は、昭和52年8月1日から57年4月1日まで、親会社であるC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、D市の記録により、申立人が、申立期間②と重複する昭和59年10月1日から平成20年4月1日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月から 12 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社のB事業所でC業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、平成 11 年 8 月 7 日から 12 年 3 月 10 日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「平成 12 年 3 月現在の社会保険加入者名簿を見る限り、申立人は厚生年金保険に加入していない。」としている。

また、申立人が記憶している同僚は、「申立人は、パートタイマーであった。」と陳述しているところ、A社は、「当時のパートタイマーは、基本的には、厚生年金保険に加入させていたが、本人と面談をして、本人の希望があれば、厚生年金保険へ加入させていなかった。」旨陳述している。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚として記憶している5人のうち3人は、オンライン記録において、A社における被保険者記録が確認できない。

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる上、当該期間に国民健康保険に加入していることもD市の記録により確認できる。

なお、申立人は、「E社から出向して、A社のB事業所で勤務した。」と陳述しているものの、A社は、「E社という社名は、当社の記録に無い。」とし



ており、また、F社の総務関係を担当するG社も、「申立人が、F社に在籍した記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9424

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社でB職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する複数の同僚の氏名が確認できることから、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、「関連資料が無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等は不明である。」としている。

また、申立人は、「母と一緒にA社に入社した。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の母の資格取得日は、申立期間より後の昭和 23 年 1 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人がB職の先輩であったと記憶している同僚について、当該被保険者名簿を見ると、同人の資格取得日も、申立期間より後の昭和 23 年 1 月 1 日であることが確認できる。

加えて、申立人が記憶している別の同僚については、当該被保険者名簿を見ても、同人の記録は確認できない。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 21 日から 54 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)でC職として勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。勤務した期間は、毎月の給与として20万円ぐらいは支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与月額が約20万円であったのに、社会保険事務所に記録されている申立期間の標準報酬月額はこれより低額であると申し立てているところ、申立人提出の預金通帳の記録を見ると、申立人は、申立期間にA社から毎月20万円前後の給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、B社は、申立人の申立期間における保険料控除額が分かる貸金台帳等の資料を保存していないとしており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人の標準報酬月額が給与額よりも低額である理由については分からないが、社会保険事務所に届出を行った標準報酬月額に基づいて保険料控除を行っていた。」と陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同職種であった複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚と異なり低額であるという事実は認められない。

加えて、B社が加入している厚生年金基金で記録されている申立人の標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致しているほか、A社に係る健康保険厚

生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月から 19 年 12 月まで  
② 昭和 21 年 6 月から同年 10 月 25 日まで  
③ 昭和 21 年 12 月 31 日から 22 年 2 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①については、A社でB職として勤務したのに、加入記録が無い。申立期間②については、昭和 21 年 6 月からC社D支店でE職として勤務したのに、加入記録は同年 10 月 25 日からとなっている。申立期間③については、同社退職後すぐの同年 12 月 31 日からF社に勤務したのに、加入記録は 22 年 2 月 1 日からとなっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務したとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

申立期間②については、申立人は、申立期間もC社D支店にE職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社D支店は、昭和 28 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人は、同僚3人の氏名を記憶しているところ、当該3人は連絡先不明又は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

さらに、C社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間と重複する昭和21年5月1日から同年10月15日までの期間に被保険者資格を取得している元従業員に照会し9人から回答を得たが、このうち8人は申立人を記憶しておらず、1人は申立人を記憶しているものの、同人から申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、申立人は、「申立期間当時、C社D支店には、私のようなE職のほかに、E職を指導する立場であったG職及びH職がいた。」と陳述しているところ、回答のあった前述の元従業員9人のうち、2人（G職であったとする者及びI職であったとする者）は、「申立期間当時、C社D支店では、すべての従業員に3か月程度の見習期間があった。」と陳述しており、G職であったとする別の1人は、自身が記憶する入社日の4か月後に被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる。

申立期間③については、申立人は、申立期間もF社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、F社は、昭和23年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和21年11月1日から22年2月1日までの期間に被保険者資格を取得している元従業員に照会し3人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立人は、「C社の上司一人と同僚二人と共に、同社からF社に転職した。ほかにも他社からの転職で同時期に入社した者が一人いた。」と陳述しており、C社の上司であったとする者を除く3人の氏名を記憶しているところ、F社に係る前述の被保険者名簿を見ると、当該3人はいずれも、申立人と同日の昭和22年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月ごろから 4 年 4 月ごろまで

私は、平成 2 年 12 月に求人情報誌を見て、A 社の面接を受けて採用され、3 年 1 月から B 職として勤務した。応募する際には、社会保険が完備されていることを確認の上、面接を受けており、勤務期間中の給与から厚生年金保険料が控除されていたのを記憶している。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、入社及び退社時期は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、同社に在籍していたことが推認される。

しかしながら、A 社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」旨を回答している。

また、A 社に係るオンライン記録において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に文書照会したところ、複数の同僚から、申立人と同年齢であったとする同僚の名前が挙げられたものの、オンライン記録において、当該同僚の被保険者記録は見当たらない。

さらに、回答の得られた同僚からは、「私が A 社に入社したのは平成 3 年 4 月である。」旨の陳述が得られた一方、同氏のオンライン記録によると、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成 3 年 7 月 5 日となっていることが確認できる。

加えて、A 社における申立期間当時の給与計算事務及び社会保険事務担当者

は、「申立期間当時、従業員の入退社が多かったので、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させないことがあり、また、入社時の年齢が若いなどの事情により、厚生年金保険に加入させないことがあった。厚生年金保険に加入させていない期間の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨陳述していることから、オンライン記録において、申立期間当時の資格取得の状況を調査したところ、20歳より前に被保険者資格を取得している者は一人のみであることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 9428

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から同年11月29日まで

私は、A社にB職として勤務していたが、年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

A社に勤務していた知人の紹介で入社し、社会保険料も給与から控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務し、申立人を同社に紹介した同僚の陳述から判断すると、在職期間は特定できないものの、申立人は、同社に3か月間程度勤務していたことが推認される。

しかし、申立期間中に在職していた複数の同僚からは、「当時、臨時社員の場合は試用期間があり、3か月間は社会保険には加入できなかった。申立人も臨時のB職として採用されたのではないか。」旨の陳述が得られた。

また、現在の代表取締役は、「昭和39年10月20日以降の退職者に係る労働者名簿は保存されているが、この名簿の中には申立人の名前は確認できない。」と回答しており、当時の取締役も申立人のことは記憶になく、臨時職の身分であれば、当時は3か月間社会保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月ごろから39年5月12日まで

私は、年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社での厚生年金保険の加入期間が昭和39年5月12日から40年4月20日までとなっていることが判明した。

しかし、入社時期は特定できないものの、私がA社に入社した時期はもっと早かったと思う。また、厚生年金保険料も入社当初から源泉控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主の陳述から判断すると、申立人は、厚生年金保険の資格取得日である昭和39年5月12日より前から同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の雇用保険の記録を見ると、資格取得日は昭和39年5月12日、離職日は40年4月19日となっており、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、上記の事業主は、「A社では、当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、加入させていない期間の保険料を給与から控除してはなかったと思う。」と陳述している。

さらに、当時の同僚に事情照会を行ったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての具体的な陳述は得られず、確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 47 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。同社ではB業務をしており、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA社の名刺及び業務日報並びに複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 57 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記の記録でも同年に解散している上、申立期間当時の事業主は、「申立人のことは覚えていない。」としていることから、同人等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社の元C職は、「B業務従事者の中には、給与形態により厚生年金保険に加入させない者がたくさんいた。このような社員に対しては、入社時に自分で国民健康保険と国民年金に加入するように説明していた。」と陳述しているところ、オンライン記録により、申立人は、申立期間を含む昭和 45 年 7 月から平成 12 年 1 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社の元従業員の一人は、「私はB業務をしていたが、入社後半年間は厚生年金保険に加入していなかった。また、その期間の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9431

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 30 日から 35 年 5 月 5 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社では、昭和 35 年 5 月 5 日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、A社は、申立人について、昭和 33 年 9 月 30 日を資格喪失日として届け出たことが確認でき、B社の事業主は、「ほかに記録が無いので資格喪失届が出されて以降も勤務していたかどうかは分からないが、資格を喪失させた従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは有り得ない。」としている。

また、申立人は、申立期間に勤務していた支店における同僚の氏名を覚えていないため、これらの者から、当該支店における申立人の申立期間の勤務状況等を確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る備考欄には、資格の喪失に伴い健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の記載が有るほか、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月中旬から 47 年 1 月 27 日まで

私は、昭和 46 年 9 月中旬から 47 年 1 月 27 日まで、A 社で勤務していたが、当該期間については厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは記憶にないが、勤務していたことに間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時の事業主及びその妻の陳述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社の申立期間当時の事業主は、「従業員は、入社後、3 か月程度の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させていた。」と陳述している。

また、申立人から名前の挙げた二人の同僚は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名が見当たらず、申立期間当時の事業主は、「試用期間経過後も、従業員から希望があった場合は、厚生年金保険に加入させておらず、この二人についても本人の希望により加入させていなかったことを記憶している。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「私の父は、私が A 社に入社する前から同社で勤務していた。」と陳述しているところ、上記被保険者原票から、同氏は申立期間よりも後の昭和 47 年 6 月 2 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間当時の事業主の妻は、「申立人の父は、当初は厚生年金保険への加入を断っていたことを記憶している。」と陳述している。

加えて、申立人は、「A 社の申立期間当時の従業員数は、20 人程度であった。」と陳述しているところ、上記被保険者原票において申立期間に被保険者

資格を有する者は13人であることが確認できる。

以上のことから、A社は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、上記被保険者原票には、健康保険整理番号に欠番が無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月25日から22年1月1日まで

私は、昭和21年9月25日から同年12月31日までA社に勤務した後、引き続き22年1月からB社に勤務したが、勤務場所は変わることはなかった。

B社に勤務した期間については、厚生年金保険の加入記録が有るのに、A社に勤務した期間は加入記録が無い。

納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の社内旅行の写真及び申立人の鮮明かつ具体性のある陳述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことが推定できる。

しかし、A社は、既に解散し、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有し、唯一、連絡先が判明した同僚に申立人の申立期間における勤務実態等について文書照会を行ったが、回答が得られなかった。

なお、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、申立人は、A社において昭和22年1月1日に資格を取得し、同社で資格を喪失することなく、B社において同年3月1日に資格を取得し、同年9月30日に資格を喪失していることが確認でき、同被保険者台帳の備考欄には「名変」の記載があることか

ら、A社が同年3月1日にB社に事業所名を変更したものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 11 月 21 日から 41 年 2 月 19 日まで

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務していた昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 9 月 1 日までの期間及びB社に勤務していた同年 11 月 21 日から 41 年 2 月 19 日までの期間については、同年 8 月 29 日に脱退手当金が支給されたことになっている。

脱退手当金を請求するなら、申立期間前にC社で勤務した期間についても、併せて請求するはずであるのに、当該期間は未請求となっている。脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 41 年 8 月 29 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書を見ると、同裁定請求書は昭和 41 年 5 月 13 日にD社会保険事務所(当時)で受け付けられ、申立人の脱退手当金は同年 8 月 29 日に同社会保険事務所で支払われていることが確認できる。

さらに、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

なお、C社の厚生年金保険被保険者期間については、未請求とされているが、脱退手当金支給期間とは厚生年金保険被保険者番号が別番号で管理されていたこと、及び申立人の脱退手当金裁定請求書にも記載が無いことなどから、単に請求漏れとされていると考えるのが相当である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した昭和 50 年 10 月 1 日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、申立人は、C社勤務を経て、新規設立の関連会社であるA社に異動したとしていることから、C社及びA社双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、A社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している8人のうち、申立人以外にも2人がC社から異動していることが確認でき、当該2人も、C社における被保険者資格を昭和 50 年 8 月 1 日に喪失しており、A社が適用事業所となった同年 10 月 1 日に被保険者資格を取得するまでの期間の被保険者記録が無い。

さらに、当該二人の同僚に照会したところ、一人は既に亡くなっており、もう一人は、「自身及び申立人の申立期間における保険料控除については、明確な記憶はない。」旨陳述している。

加えて、B社は、「申立期間における資料は無いが、厚生年金保険の適用事

業所となる前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除するようなことはなかったはずである。」旨陳述している。

また、オンライン記録において、B社はE業種であることが確認でき、A社も同業種であったと考えられるところ、当時の厚生年金保険法において、D業務などE業種は、法人であっても厚生年金保険の強制適用事業所となっていなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9436

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 9 日から 14 年 3 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間における標準報酬月額が 20 万円である旨の回答を受けた。同社における報酬月額については、30 万円はあったと記憶しており、保管している一部期間（平成 13 年 9 月、同年 10 月及び同年 12 月）に係る給与明細書においても報酬月額は 32 万円となっているので、報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 13 年 9 月、同年 10 月及び同年 12 月については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳上の保険料控除額は一致しているところ、当該保険料控除額を基に算定される標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間のうち、上記期間を除く給与明細書の無い期間については、上記賃金台帳上の保険料控除額を基に算定される標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

このことから、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

なお、上記賃金台帳を見ると、平成 13 年 6 月に 20 万円であった申立人の報酬月額は、同年 7 月以降の継続する 3 か月間に 30 万円ないし 32 万円となっていることから、事業主により、同年 10 月から申立人の標準報酬月額を 30 万円とする随時改定に係る届出が行われるべきところ、A社の厚生年金保険事務担当者は、「当該賃金改定に係る随時改定の届出は行わなかった。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から 44 年 4 月 21 日まで  
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りも無い。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定がなされた昭和 45 年 9 月 2 日の時点では、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間又は通算 25 年以上の公的年金制度（厚生年金保険、国民年金及び国家公務員共済組合等）の加入期間が無ければ、年金を受給できなかったところ、A 社を退職後、61 年 4 月 1 日に国民年金の第 3 号被保険者資格を取得するまで公的年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 51 年 11 月まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 市内に所在する B 事業所又は C 事業所と記憶する事業所に勤務していた昭和 47 年 5 月から 51 年 11 月までが厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D 組織が保管する同組織会員名簿（昭和 47 年 12 月 31 日現在）から、申立人が記憶する事業所の所在地に E 社が経営する F 事業所という名称の事業所があったことが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、F 事業所は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い上、同事業所を経営していた E 社は、昭和 49 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社は、申立期間のうち同日以降の期間において適用事業所とはなっていない。

また、申立人が同僚として名前をあげた 4 人のうち、同一職種とする同僚を含む 3 人は、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できないことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、E 社に係る上記被保険者名簿において、申立人が同僚として名前をあげた他職種の同僚一人と同一姓の被保険者が確認できるものの、同氏は所在不明である上、同名簿から、同社在籍が確認できる 40 人（被保険者全員）のうち、所在が判明した 13 人に照会したが、申立人のことを記憶する同僚からの回答は得られなかったほか、同社の当時の事業主は所在不明であるため、こ

これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

加えて、E社に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない上、申立期間に係る申立人の雇用保険加入記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から9年7月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、平成9年7月に、私のA社での申立期間の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが分かった。

私は、A社の現在の代表取締役であるが、当該減額訂正の手続が行われた時点では、代表取締役ではなかった。当該手続については、当社のもう一人の代表取締役が社会保険事務所（当時）の指導により行ったものであり、私自身は、関与していないので、申立期間の標準報酬月額を実際の報酬額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成5年10月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から9年6月までの期間は59万円と記録されていたところ、同年7月17日付けで、それぞれ9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

また、申立人は、「前記の標準報酬月額の減額訂正が行われた時点では、私はA社の代表取締役を退任し、関連会社の代表取締役に就任していたので、当該手続に関与していない。」旨陳述している。

しかし、A社に係る商業登記簿の役員欄から、平成6年2月15日から16年7月6日までの期間において、申立人とは別の代表取締役がいることが確認できるものの、申立人も、4年11月2日に同社代表取締役に就任後、取締役であった6年2月16日から同年11月30日までの期間を除き、申立期間を含め現在まで同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「当時、A社は、厚生年金保険料等を滞納していたため、

社会保険事務所から、自身及び代表取締役の標準報酬月額を訂正する旨の届出書を提出するよう指導を受けたことは記憶している。また、当社の社員が前記の標準報酬月額に係る減額訂正の届出を行うために社会保険事務所に行く際、当該社員が同社の印鑑を持ち出すことを承認した。」旨陳述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票の記録から、当時、同社は事業不振により厚生年金保険料等を滞納し、同処分票で確認できる平成10年2月9日から16年3月31日までの期間、保険料の納付計画をめぐり、申立人が社会保険事務所と協議を重ねていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9440 (事案 3887 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 12 月まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和32年4月1日となっており、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているため、記録の訂正を求める申立てを行ったが認められなかった。

私は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと思っていたが、同社の所在地と同一所在地にあったB社(厚生年金保険の適用事業所名は、C社)に昭和35年12月ごろから勤務していたことを新たに思い出した。また、私が36年12月にB社を退職するころに、私と入れ替わりに入社した同僚は、当該事業所での厚生年金保険被保険者資格を取得していると言っている。私がA社及びB社に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社での同僚の陳述から、申立人が、申立期間のうち昭和32年8月までは同社に勤務していたことは推認できるものの、同社の当時の事業主は既に死亡している上、当時の事務担当者の連絡先も不明であり、複数のA社での同僚及びB社の在籍者に照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることはできなかったほか、申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社と同一所在地にあったB社に昭和35年12月ごろか

ら勤務していたことを思い出した。また、私がB社を退職するころに、私と入れ替わりで入社した同僚は、厚生年金保険被保険者資格を取得しているので、私の被保険者記録を再度調査してもらいたい。」旨申し立てている。

しかし、申立期間のうち、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたとする昭和32年4月1日から35年12月ごろまでの期間について、申立人から新たな資料等の提出は無い上、改めて当時の複数の同僚に対する照会を行ったが、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述は得られなかった。

また、申立期間のうち、昭和35年12月ごろから36年12月までの期間について、A社又はC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚は、「申立人がA社からB社に移籍した記憶は無い。」旨陳述している。

さらに、申立人が昭和36年12月にB社を退職するころに同社に入社したとされる同僚は、「私は、昭和37年6月にB社に入社した。申立人と知り合った時期は、その2年後の39年ごろであり、当時、申立人は、D社に勤務していたと思う。」旨陳述している。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社の所在地がE地区から移転した旨の届出を社会保険事務所が昭和34年11月27日に受け付けていることが確認でき、申立人の「35年12月ごろから36年12月までの1年間、E地区に所在するB社に勤務していた。」という主張と符合しない。

また、C社は、昭和38年12月6日に適用事業所ではなくなっており、事業主及び同社の経理事務責任者は、既に死亡しているため、B社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 9441 (事案 4548 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。

そこで、申立期間について年金記録確認第三者委員会に夫の加入記録の訂正を申し立てたが、当該期間における保険料控除の状況を確認できないなどとして、申立ては認められなかった。

しかし、昭和 55 年 3 月までの標準報酬月額が 3 万 3,000 円と記録されているのに対し、翌月の同年 4 月からの標準報酬月額は 30 万円と記録されていることは極めて不自然であり、同年 3 月以前も記録上の標準報酬月額よりも高い給与を支給されていたことは間違いなく、今回、このことを示す日用品及び食料品購入のレシートを提出するので、再度申立てを行う。

申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当該期間にA社で被保険者記録が有る3人のうち、申立人を除く2人の昭和54年10月における標準報酬月額に係る記録は、いずれも4万8,000円であり、その後、同年12月に代表取締役が変更されて3か月が経過した55年4月に、当該2人の標準報酬月額が申立人と同様に大幅に増額改定されていることから、同社では、代表取締役が変更される以前は、実際の給与支給額よりも低い報酬月額が社会保険事務所(当時)に届け出られていたことが推察されるものの、申立期間に給与支給額に見合う厚生年金保険料を

控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月23日付けで年金記録は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間にオンライン記録上の標準報酬月額よりも高い給与が支払われていたことを示す資料として、日用品及び食料品を購入した際のレシート18枚を提出しているが、これらのうち16枚は印字が不鮮明等のため、日付等が確認できず（いずれも、平成元年に導入された消費税の項目が記載されている。）、日付を確認できる2枚はいずれも平成4年当時のものであるため、これらの資料から、申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月ごろから20年8月15日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。夫は同社には、昭和19年1月ごろから20年8月15日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間にA社B支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の人事記録等の資料は、大部分が戦災で焼失しており、残存する資料を見ても、申立人の氏名は見当たらない。」と陳述しており、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員30人に照会を行ったところ、回答があった18人は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述しているため、これらの者から、申立人の勤務実態を確認できない。

なお、申立人の子は、「父は、昭和44年ごろ、社会保険事務所(当時)にA社B支店での厚生年金保険の加入記録を照会したが、その際、社会保険事務所の職員から、『当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は戦災で焼失しているため加入記録の有無は確認できない。自身で厚生年金保険に加入していた事実を証明するように。』と言われた。」と陳述している。そこで、日本年金機構C事務センターに前述の被保険者名簿の保管状況を照会したと

ころ、「A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が戦災等で焼失した事実はないと思われる。」との回答があったほか、同名簿を縦覧したところ、同名簿には約1万5,000人分の被保険者記録が記載されており、申立期間において厚生年金保険被保険者記号番号がおおむね連続していることから、同名簿が焼失した状況はうかがえない。

さらに、上記の被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月から33年1月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和29年1月から33年1月までB職として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る23人に照会を行ったところ、17人から回答があったが、これらの者の中に申立人と同じB職であったとする者はいないほか、当該17人からは、当時、B職が厚生年金保険に加入していた旨の陳述は得られなかったため、同僚等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、同社からも、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人及び複数の元従業員は、申立期間当時のA社の従業員数は50人以上であったと陳述しているが、上記の被保険者名簿において確認できる当該期間の被保険者数は14人から36人の間で推移していることから、当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。